

平成 26 年 第 3 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 61 号

平成 26 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 8 月 26 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 26 年 9 月 9 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 26 年第 3 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 26 年 9 月 10 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

2 番 川 西 米希子	3 番 田 岡 秀 俊
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希
-------------------	---------------------------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一	総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において2番、川西米希子君、3番、田岡秀俊君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○関洋三議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、竹林昌秀議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

1番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆様、おはようございます。

昨晩は真ん丸い年中で一番いいお月さんを拝ませていただきました。けさ、象頭山は青く輝き、大川山の上の雲もすがすがしく感じました。

一般質問をさせていただきます。

まず、私の質問は事務方に大変な手間をかけさせ、皆様の調査能力を発揮していただきました。実に的確に種々資料提出していただいて敬服しております。皆様方がいかに高い能力を持っておるか、実に私が想像した以上のグラフや表を作成していただきました。これをいかに活用していくか、私たち、これを読み解けるのか、理解できるのか、私たちの能力が問われているんだろうと思います。皆様の蓄積を使えるように精いっぱい努力したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

本議会では私から次の3点の質問をさせていただきます。

まず1点、PFI契約の運用実績と、その制度としての長短。

2 項目、本町の経済の実態について。とりわけ今回は農業の現状について。

3 項目、本町の河川管理の現状と、国、県との協議内容、これを質疑させていただきたいと思います。

まず、P F I 契約についてですけれども、施工上のトラブルは特別委員会にお任せして、その運用実績をお尋ねします。

P F I は手法であり施設は道具でしかありません。施設を整備したり運用している目的を達しているのか、そのためにどのような手法を駆使しているのか、私の質問の意図はここに焦点があります。

中学校の校舎が新しくなったことによってどのような教育効果が出ているのか。向上したことや、今までできなかったことが実現したことのあるなしに私は関心を寄せています。生徒の感想や先生方や関係者の御意見の報告を求めます。

続いて、町民体育館の整備により、町民がどのような恩恵を得ているのか。住民の活動に新しい動きが生まれたり、想定していなかった整備効果があるのかないか、定性的なものだけでなく、数値実績を表やグラフにしたものを求めます。

同様に、町立図書館は今までになかったものが設立されたのであり、整備しなかった場合と比較して、この比較を、効果の分析を数値によって、また利用者の意見集約によって、それに設置者としての評価を加えたものの御報告を求めます。

次に、これらの複合施設の利用開始以来、P F I の目的会社と開催した会議の一覧表の提出を求めます。さらには、P F I 契約に相乗りしている委託先との会議もです。P F I は公民協働、プライベート、パブリック、パートナーシップの発揮により民間の専門性をいかに発揮するのか、ここが最大の焦点です。この多項目にわたる複合契約を履行できているか、このトレースが不可欠です。モニタリングと言われる評価と点検の実績を一覧表にして御報告を求めます。

次いで、前年度の外部包括監査の報告をいかに実践し改善に結びつけたのか、この実績も御提出下さい。

さらには中学校校舎と町民体育館、町立図書館を一体的に整備したことの功罪、長所と短所の評価を求めます。一年が経過した今の時点での判断で十分です。中長期的にはまた別の視点や評価もあってよいし、これがその先で変わることはあってよいことだろうと思います。

我が町は中学校校舎、町民体育館に加えて町立図書館を一体的に複合整備しました。これは全国を先導する壮挙というべきです。関係者がふなれで、紆余曲折を繰り返して、苦心惨たんの格闘をしていることは、この議場の皆様だけでなく広く町民が知るところとなっています。

これを運用蓄積として今後のためにいかに生かせるのか、本町だけでなく、P F I を駆使して経済発展の路線を探る政府としても重要なことです。本町の公的な使命は、この経験をノウハウとして整理、集約して、普遍化してP F I を使いこなす全国の最先端の市町

村を目指すことです。そこで、私は栗田町長に問いたい。

P F I の長短や運用上補うべきことをどのように集約してまとめておいでますか。指名競争入札制度と比較して御説明をお願い申し上げます。

現時点における P F I 契約のこれらの総括を町長から、整備効果については教育長からの御報告でも結構です。何とぞ、御答弁よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 答弁者、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林昌秀議員の御質問にお答えをいたします。

P F I 手法を用いたまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業によって新しく整備されたまんのう町立満濃中学校、スポーツセンターまんのう、町立図書館の運用における効果についてでございます。

これらにつきましては、学校教育施設としての中学校校舎での教育に関する効果、社会教育施設でありますスポーツセンターまんのう、町立図書館の利用による効果でありますので、教育長から詳しくお答えいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 竹林昌秀議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、本町の将来を担う中学生への教育効果についてであります。施設面においては、旧来の満濃中学校にはなかったものとして、ランチルーム、各学年の教室群ごとのオープンスペースが整備され、芝生を張った中庭に面したガラス窓とともに、開放的で明るい校舎になりました。

このため、生徒たちが落ちついて学校生活を送ることができるようになったと先生方の評価でございます。生徒自身からも、きれいな校舎で集中して勉強ができるといった感想を聞いております。

また、校舎が新しくなったことから、生徒がものを大切にしようとする意識が向上したこと、芝生の緑は生徒に安らぎを与え、精神的な落ちつき、安定を図る上での効果が大きいといった評価もあります。

生徒たちが学校生活の大半を過ごす教室については、現在、町独自の施策として35人以下学級としておりますが、生徒同士の距離感が最適な広さであり、横広の形状であるため、学び合いのグループ学習を行うスペースが確保しやすい上に、生徒にとっては黒板が見やすく、先生にとっては机の間を通過しての指導がしやすいとの評価を得ております。

私といたしましては、このように教育効果について先生方からの評価の高い環境のよい校舎で生徒たちが勉強することによって、満濃中学生の生徒が大きく羽ばたき、将来のまんのう町の担い手となってくれますことを心から願ってやみません。

続きまして、スポーツセンターまんのうと町立図書館の運用における効果についてでございます。

スポーツセンターまんのうを利用した方に対して、8月17日から24日にかけて、利用者の147人の方にアンケートを実施いたしました。

その結果でございますが、スタッフの対応については満足、やや満足を合わせますと98%となり、ほとんどの利用者に満足していただけるスタッフの対応だと考えております。

利用頻度につきましては、毎月利用されている方が92%と、定期的に利用されている状況であります。

施設利用者を昨年同時期と比較してみますと、8月末でアリーナの利用者は49%の増加、武道館は45%の増加、トレーニングルームが50%の増加であり、スタジオの利用者はほぼ倍増の87%の増加と、それぞれ利用者が増加しております。

また、トレーニングルームにおいては、ほかのジムに比べていつでもアドバイスをいただけるのがうれしいという感想もいただいております、コンパクトであるがゆえの利点もあると感じております。

これらのアンケートの結果からもわかりますように、スポーツセンターまんのうの利用者の方は気持ちよく利用されていることがうかがえます。

利用者の年齢についてでございますが、トレーニングルームにつきましては20歳代から60歳代まで満遍なく広い年齢層の方に利用されており、特に60歳代の利用率が20%近くあり、健康に対して皆さんが気をつけていることが推察されます。

次に、スポーツセンターまんのうで実施しているプログラムについてでございますが、肩こりほぐし教室、腰痛ほぐし教室、心と体をほぐすストレッチなど、健康を意識したプログラムの人気が高くなっており、健康への関心の高さがうかがえます。

これらのことから、スポーツセンターまんのうの利用がふえていくことで、町民の皆さんの健康に対する意識が高くなり、健康な体を維持していきたいという思いが伝わってきております。

スポーツセンターまんのうが新しく整備されたことにより、質の高い、広い意味でのクオリティー・オブ・ライフを満喫できるようになり、トレーニングやプログラムへの積極的な参加の積み重ねが医療費の削減にもつながっていくことと存じます。

また、つい先日の9月7日には、48チームの参加を見た県民スポレク祭の実年者バレーボール大会が開催されたところであります。

9月13日から15日にかけては、聴覚障害者のバレーボールであります全日本デフバレーの合宿が予定されており、9月28日には日本バレーボール協会が、多くの方にバレーボールの楽しさやすばらしさを体験してもらいたいと立ち上げたJVA・ゴールドプランという小学生とバレーボール未経験の中学生を対象としたバレーボール教室が、多治見麻子元オリンピック選手を迎えて開催される予定であります。

続きまして町立図書館についてですが、8月9日から11日にかけて、来館者の260人の方に実施しましたアンケートの結果であります。

スタッフの対応については満足とやや満足を合わせると98%の方が満足と答えており、体育館の利用者と同様、来館者のほとんどの方に満足いただいていることがわかります。

利用頻度につきましては、複数回利用の方が81%とリピーターの方も多く、このこと

からも利用者の満足度がうかがえます。

貸し出しした本の冊数も昨年に比べて12%の増加となっております。

所蔵している本やDVDについては70%の方が満足している反面、17%の方が不満を抱いており、DVDをふやしてほしいなどの意見もあり、今後、DVDをふやしていこうと考えております。

また、子育て応援図書館として、開館以来、毎月読み聞かせ会などを実施しており、たくさんの参加をいただいております。読み聞かせ会の実施や小さなお子さん連れでの利用者が多いことから、近隣の図書館とは違い少しざわついた感じがし、もう少し静かにできないかとの要望もございますが、趣旨を説明して御理解をいただいているところでございます。

まんのう町にはなかった図書館ができ1年余り経ちましたが、現段階では利用者の評判もおおむねよく、利用状況もよい状況だと考えております。

図書館の経営者も利用者の要望に対しては改善策を講じております。一つの実例といたしまして、以前、ゴミ箱がないとの御意見がありました。図書館運営者が確認をしてみると、消しゴムのかすを入れるものがないということで、消しかす入れを何カ所か設置いたしました。しかし、今回のアンケートでも同じような御意見があり、設置箇所をふやしたという経過があります。

このことは、町内の児童や生徒が図書館を勉強の場所として利用しており、消しかす入れの不足が生じたことは、児童や生徒ら利用者の広がりが見えたことと喜ばしく思っております。

次に、満濃中学校校舎と社会教育施設であるスポーツセンターまんのう、町立図書館の三施設を複合施設として整備したことについての効果であります。

スポーツセンターまんのうが災害時の避難場所としての位置づけであることから、マンホールトイレ、かまどベンチ、プールの水を飲料水としてろ過する機械などを備えております。

満濃中学校の先生から寄せられた教育効果として、防災訓練の際、これらの設備を実際にさわったり、非常用発電機の稼働を見学することにより、生徒の防災意識の高揚につながっているとのことであります。

また、私どもが想定していなかった整備効果として、図書館と体育館が同じ場所にあるので、図書館へ立ち寄ってから体育館を利用するという利用者の方が何人かおられまして、文字どおり文武両道を実践しておられ、体育館と図書館が併設された複合施設ならではの効果ではないかと思っております。

利用者の方から、週末などに開館時間をもう少し長くしてほしい、夏休みの開館時間を早くしてほしいなど、開館時間に対しての要望もいただいております、今後の課題であると考えております。

スポーツセンターまんのう、町立図書館ともに、これからも利用する町民の方に喜んで

いただいて、何回も来ていただくということが重要であると考えており、そのためには利用者の要望に耳を傾けて柔軟に対応していくことが重要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。私のほうからは以上であります。

○関洋三議長 答弁、続きます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま教育長が申し上げましたが、スポーツセンターまんのうにおいて、県レベル、また全国レベルの催しが開催されることによって、まんのう町の名前が広く知れ渡るようになり、まんのう町のPRになっていることも大きな効果と考えており、今後についても利用の拡大を願っております。

続きまして、これら業務の改善をも含めたPFI事業者との協議についてでございます。

中学校校舎、体育館、図書館が完成し、維持管理運営期間に移行した昨年4月からの協議につきましては、2期工事に関する施工管理協議として11回、維持管理に関する協議としては20回を超えた協議を実施いたしております。

モニタリングについてでございますが、PFI事業者が行うさまざまな業務について、PFI事業者がみずから評価を行うセルフモニタリングを経て、要求水準に基づく業務計画書どおりに業務が実施できているかどうか、実際に現地に赴き、毎月1回モニタリングを行っておりますので御理解を賜りたいと存じます。

個別外部監査についてでございますが、先日の臨時議会においても触れましたが、平成23年度から個別外部監査を実施してございます。

昨年の監査においては、基本的な問題はないとされましたが、事業全体を包括する危機管理マニュアルの必要性、本来の業務に専念できるように、より効率的な報告書の提出形態の追求、体育館と図書館で別々に実施している利用者アンケートについては合同での実施をしてはどうかなど、町民へのより高度なサービス提供が実現するような踏み込んだ御指摘がございました。

これらの指摘事項に対しまして、事業者と協議または申し入れを行い、現在までに業務ごとに策定していた危機管理マニュアルを業務を通した共通の危機管理マニュアルに改定し、また、体育館での利用料金の管理方法を見直したマニュアルにつきまして事業者より提出がございましたので御報告させていただきます。

また、体育館の利用者、図書館の利用者のそれぞれを対象として実施いたしました利用者アンケートの実施方法につきましても、共通のアンケートとなるよう準備を進め、先ほどの教育長が申し上げた報告書は、図書館と体育館の利用者に対し共通のアンケートを実施した結果でございます。

御質問の最後でございますが、PFI手法に関しまして制度の長所と短所、運用上の注意についてでございます。

現在、PFI手法を用いた事業において建設された施設での問題が発覚しております。このことについては、昨年の夏にスポーツセンターまんのうのアリーナの壁を補修した際、

その補修方法についての検証を一級建築士に委託して実施したところでございます。

この検証を通じて問題となった工事の原因について、基本的な品質管理体制の意識が明確でなかったことと、各担当責任者の連絡、報告体制の不備が最大の原因であるとの指摘がございました。工事監理業務が正常に機能していなかったことも原因であろうと考えられますが、P F I 事業者任せの業務について町がどのように管理していくのか、どこまで踏み込むのかということが、P F I 事業者と行政とのリスク分担、あるいは民間事業者の能力を最大限活用しようとするP F I 手法の問題点の一つであると考えております。

この点に関しましては、従来の発注形態であります建設工事あるいは建築工事を本町が発注し、その工事監理業務を建築士事務所などに委託する形態においては、行政である本町が直接それらの業務を監督できることから、問題の発生は少ないと考えております。

なお、P F I 手法を用いたことのメリットといたしましては、まず財政面での大きな効果がございます。今回の契約においては、試算であります、施設の建設、維持管理、体育館の運営、図書館の運営などを従来と同じ方式で契約した場合に比べ約20%、額にいたしまして約10億円の削減がございました。

また、現場での具体的な事例として、中学校の校舎などでトラブルが発生した場合に、維持管理業務の担当者が迅速かつ丁寧に対応してくれており助かっているとの意見が中学校の現場から寄せられております。

最後になりますが、民間企業の発想によりまんの町の活性化が図ることができることも大きなメリットでございます。

今回、P F I 事業者の発案によって、利子補給金を活用した図書館に読書通帳機の設置を計画いたしております。これは銀行のATMと預金通帳と同様、読書通帳機により読書通帳に利用者が借りた本の題名を記帳するものでございます。

この読書通帳は中学生以下の児童生徒、幼稚園児に配布したいと考えておりますが、特に小学生の読書意欲を高める効果がございます。

四国で初めての試みとして12月の図書館祭りの際にはお披露目いたす予定でございますことを御紹介いたし、竹林議員へのお答えとさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 教育長さん、クオリティー・オブ・ライフですか。人生の質を高めるんですね。どうかこの複合施設をさらに住民の福利厚生を高めるように活用する工夫をしていただきたい。

一挙にここまで整備しますと、運用する側もなれるのに大変ですし、案内標識や誘導、説明形、いろいろ種々小さなことを現場では抱えていると思います。それに対して、当初にこの3施設を一体的に契約を結ぶなどということは到底全貌を見通せるものではありません。その契約に盛り込まれていないことや不備は当然あるものであって、モニタリングを通じて、運用会議を通じて、その問題点の対策の手を打っていただきたい。そして、それに対してP F I 契約が盛り込まれてなかったことに費用が必要であれば、議会に御遠慮

なく御相談を持ちかけていただきたい。私たちが目指すべきは住民の福利厚生であって、八十数億円投資したものを、少しお金を加えてさらに効果が上がるものならば、それは手早くやるべきであります。

起きている施工上のトラブル、施工管理の問題については特別委員会が真剣に対応していただいております。それはそれ、この立ち上げた構想が、今の教育長さんと町長さんの御報告では、今までなかった効果を上げているということは私も実感できました。

そしてまた、このモニタリングの会議やモニタリングの報告書が四半期ごとにきっちり上がっているということも私の手元にあります。到底、これは中身を私も読めていないし、受けている事務方も全て細かく協議できているとは思えません。モニタリングとか運用のことは、3年をめぐぐらいで穏当な落ちつき先を、これだって紆余曲折、手直ししながら手探りでいい答えを見つけていくんだらうと思います。

そして、何よりも今回のアンケート調査とかは、体育館、図書館とかを気に入っておいでた方のアンケートでありまして、いい結果が出るのは当然のところがあります。

私が最も期待する管理指標は、図書館への新規登録者数です。トレーニングルームなんかも新規登録が伸びているか伸びてないか、これが非常に重要な指標になるんだらうと思います。

私たちもあらゆる会合でここの施設を住民に使っていくことを呼びかけたいと思いますし、公民館の学級、講座や、社会福祉協議会や、人々が集まるたびに宣伝して、利用拡大していただきたい。八十数億円は、利用者が倍になればコストパフォーマンスは倍になります。要る金は同じですから、それを考えていただきたい。

去年の実績を見ていただきますと、図書館には6万18人おいでで、新規登録者が3,903人来ている。貸し出しが11万696点、こんなふうな数字が上がってますね。ちゃんと報告されてます。

体育館についても、私も、今、もらったんで、すぐには一発で言えませんが、全部で、去年1年、4月から3月までで17万916人ですか、アリーナが5,931人で、こうした数値をきちんと計測していただいて、年代別とか、どこの年代に働きかけるのか、市場調査、マーケティングで対応していただけたらと思います。

それで、モニタリングや改善は種々地道に繰り返していただきたいと思います。2人や3人の部隊では本当に大変です。彼らを疲れ果てさせてはならない。彼らの功績は見事に報告されております。至らぬところは絶対たくさんある。じっくり対応しましょう。

そして、PFIの運用上の課題です。関係者がなれてなかった。指名入札制度だって、極めて細緻な仕組みですけど、なれているからすいすいいきます。これがトラブルの最大でしょう。優先交渉権から契約まで長いから、そこで紆余曲折が、裏のさや当てがいっぱいできてきましたね。そして提案されなかった提案が優先交渉権を持ったところに取り込まれてしまう。提案した側はがっかりです。こんな問題があると思います。

町の契約規則は一般競争入札と随意契約の二本立てであって、この随意契約の範疇の中

でPFIの仕組みは運用された。非常に問題です。こんな膨大なお金を使うのに、条例のもとで行ってないのは例規上の不備だと思います。ここの対応をじっくりやっていきましょう。

評価委員会です。東京から呼んできた先生方、信用していいんですか。専門性だけであって、判断するのは私たちで、外部評価委員会の使い方が私はどうも納得できない。金を払う私たち住民、執行者である私たち、有権者の代表である議会、こうした人たちで意思決定をしなきゃいかんと思います。外部評価委員会、専門家を使ったらいい、私たちが駆使用する相手であって、専門家というのは建設や土木の世界では無色透明はあり得ません。

それから要求水準書、煩瑣です。そんな膨大なものを事前に全部できるわけがない。それから価格評点を高くしたら安普請になる。今回の建物は存在感は極めて薄い。多分安くできてるんでしょうね。よくわかりません。

そして、財政支援の制度が交付金と地方債と交付税措置が絡まってますから複雑です。PFIというのは財政投融资のない、郵便貯金、国民年金を使えないイギリスにおいて始まった制度であって、民間資金の調達です。本PFIにおいては民間資金などほとんど要らない。公的資金だけでやれた。これがPFIといえるんだとろうかという理屈上の問題があります。上手に交付金を使ってうまくやったんですけど、でもトラブったときに、公的資金を使っているがゆえの、この後の煩瑣な交渉が待ち受けている。課題でしょうね。

それから、債務負担行為の金額が膨大になって、みんなが恐怖感を抱く、これが非常に。で、主幹事会社になれるはゼネコンに限られる。中小や地元はその下に潜り込むしかない。これはPFIをやった大阪府の高校の空調システムにおいてもそうだった。300社が集まって、結局は関西電力と大阪ガスしかPFIとらなかった。みんなそこへ潜り込んだ。潜り込むために、ゼネコン支配のピラミッド構造の社会になる。そこに地元業者を入れる条項を盛り込むとどういうことになるか。ゼネコンと地元業者が一緒に仕事をしたことがない。私の父親は大工でした。絶対信用している、なれ親しんでいる、打ち合わせなど要らないペンキ屋と畳屋と瓦屋とブリキ屋と左官と手を組んだ。打ち合わせが要らない。新しい組み合わせも、下請、孫請関係がうまく機能しなかった。この問題は大きいだろうと思います。

評価、点検するモニタリングの技術開発、ノウハウの開発はこれからです。私たちが日本を先導したい。政府は私たちがPFIの事業をどのように乗り越えるか注視している。PFIの道のりは長く険しい。25年間ですね。これぐらいにさせていただきたいと思います。

非常に着実な成果を上げていることをたたえて、皆様方の御努力、議会にしても、私の先輩たちは懸命に努力されました。着実な努力を積み重ねていきたいと思います。

○関洋三議長 以上で1番目の竹林議員の質問を終わります。続きまして、竹林議員の2番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 二つ目の質問は本町の経済の実態です。

去る6月議会では経済全体の概要をお尋ねしました。所管の事務方にはまた大変お手間をとらせました。ありがとうございます。しかし、これは経済を所管するところが常時観察して、課内でその成長や縮減を話題にして、構造分析や因果関係を調査しておくべきことだと思います。執行部の幹部や我々議会はこれを掌握して、対応策を研究すべきものです。政権の命運は経済政策が担います。各省庁山盛りの経済対策は、都道府県経由で市町村に伝えても一向に具体の申請がなされず、せっきくの政府予算は執行残となり、経済循環はなかなか活力を見せないのが実情です。

次年度政府予算は4兆円の経済対策が検討されており、統一地方選挙の対策もあって、1兆円は地方創生に配分される報道が出ています。

栗田町長に問います。

この次年度政府予算に向けての庁内の検討は着手されているのか。町としてこれにどのように対処するのか。有効な経済循環を育む予算執行とは何か。公共事業の額は重要ですが、それだけではなく、町民経済への構造対策を求めます。政府の経済対策の実施は市町村次第であることを再度皆様と確認しておきたいのです。

そして町民経済の実態を掌握せねばなりません。農業の細目の一覧表の提出を求めます。まず、認定農業者の推移と経営内容、米の作付面積、栽培農家数、生産量とその金額からです。酪農、乳牛、養鶏、果樹の品目別、野菜の品目別、花卉の品目別とかの生産実績も同様の掌握が不可欠です。

とりわけ農業振興計画や普及センターの重点指導分野、JAが拡大を図ろうとしているアスパラガス、ブロッコリー、青ネギとかは、現状分析と対策の御報告を数値実績と計画予想値により求めます。

本町の農業振興計画は数字記載がなくて不十分です。これを補わねばなりません。国、県の農林統計やJAからの資料検索をお願いします。農業改良普及センターの営農指導計画書の提出も必要です。

そして、これらの生産実績と経年の変化は農業委員会に報告されておるのでしょうか。農業委員会は町長への農業の諮問機関であって、そこが作戦司令本部になるべきです。

農業委員会は農地の転用などの許認可を扱うのみで、農業振興策を町長へ提言する機能は発揮できていますか。町の農業施策の司令塔として、農業委員会の本来の機能を発揮させるためには、どのような手だてを講じるべきか、これを町長の答弁を求めます。

町民経済としての農業を執行部と議会が掌握して、どこに手を打ったら、どの作物に、またはいかなる領域に力を注ぐべきか、執行部と議会の議論を深めようではありませんか。

まず、所管課長の入念な調査と課題報告からです。答弁と実績資料の提出を求めます。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、次年度政府予算に向けての庁内検討は検討されているのかにお答えいたします。

先般、報道発表により、国の2015年度概算要求額が出てまいりました。過去に例の

ない総額100兆円を超えた要求であり、安倍政権が打ち出した人口減対策や地方対策に多くの要求が集まっていることは報道からも御承知のことと思います。ただし、報道発表された政府予算につきましては概算要求段階であり、今後年末にかけて絞られていくわけであります。

当町におきまして、これから順次予算編成を進めてまいるわけでありますが、御承知のとおり、町といたしましてはまずは総合計画というくくりの中において、新年度の予算を編成していくわけでございます。

もちろん国が予算要求している中で活用できる施策はありますし、ましてや依存財源に頼っている当町におきましては、国や県の補助は欠かせないものとなっております。しかし予算編成においては総合政策や各種計画との整合性をとっていく必要もありますし、県などと歩調を合わせながらというところもございます。

予算編成はこれからであります、現段階においては、先般、発表されました概算要求の動向を注視し、中身を精査する必要があるのはもちろんのこと、県での次年度予算の説明会などを受けまして、総合計画などとも整合性を図りながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、農業の現状についての御質問にお答えいたします。

国の農業施策は、今年度、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設といった4つの改革が行われました。

改革のうち農作物の生産に直接影響があるものとして、米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額となり、平成30年度からは廃止となります。

一方、水田で麦、大豆、飼料用米、地域特産物などの生産に対して交付金を直接交付し、水田のフル活用を図ることといたしております。

経営所得安定対策における地域特産物等の交付金対象作物として推進しておりますのが、施設野菜としてアスパラガス、ミニトマト、露地野菜としてブロッコリー、ナバナ、青ネギ、タマネギ、ニンニクなどです。25年度の主な作物の交付金対象作付面積は、アスパラガス9.9ヘクタール、ブロッコリー31.4ヘクタール、ナバナ4.4ヘクタールとなっております。今後も推進を図り、28年度の目標面積としてアスパラガス12ヘクタール、ブロッコリー35ヘクタール、ナバナ7ヘクタールを目標数値といたしております。

推進に当たっては農業委員会を初め、普及センター、農業共済、農協、土地改良区、農業経営者協議会などの代表者で組織するまんのう町地域農業再生協議会において、経営所得安定対策及び水田活用直接支払交付金の推進や円滑な実施のための農業者団体、関係機関の連携体制を構築して地域農業の振興を図っております。今後も関係機関の連携を密にし、地域に適した作物の振興に努めてまいります。

次に、農業委員会の業務は農地の権利移動や転用などの法令業務と、農地等の利用集積

などの農業振興業務や建議など任意業務があり、県農業会議を通じた県への建議や農業委員会系統組織による農政運動も行っております。町としても農政全般にわたり地域を十分に把握されている農業委員会と密接に連携し、地域農業の実態把握、推進方策等を検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 農業の指導運営体制、実際のところ説明していただいて、私のもとには生産実績の表も届いております。これは建設経済委員会とか全員協議会でじっくり読み込んで、執行部の方々とお話すべき非常に有益な資料だと思います。事務方の努力をたたえたいと思います。

アスパラガスは生産が伸びてますね。ミニトマトは減りかげんとか、お米は横ばいから微減とか、青ネギ減りかげんとかいろいろ出てます。やっぱりこの産品一つ一つをどう伸ばしていくかなんでしょね。私は青空市や産直市の店番をしてましたから、消費者が何を喜び何を残念がるか割と関心は高いです。

課長さんにお尋ねしたい。こうした産物のところは農協とか普及センターにお任せで、あんまり庁内で議論されてないんじゃないかと。こうしたアスパラを伸ばすにはどうしたら、ミニトマトの生産が減るのをとめるにはどうしたらいいのかとか、課内でちょっとよくよくこうしたものを読み込んで話し合っていて、地元の有益者から有力な指導を栽培部会から聞いた話を聞いて、町役場は何を売ったらいいのか、そういう話し合いを課内でしていただけたらと。生産者と結びつく農政、農業振興を期待したいんですが、経済課長さん、ちょっと御答弁願います。

○関洋三議長 答弁、産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 竹林議員さんからの御質問でございますけれども、今、申されました各品目につきまして、アスパラガス、ミニトマト等につきまして、ハウス栽培という点もございます。そういうことで、県の補助を活用した施策というのもありますし、そういうことで、農協、また普及センターと連携をとってやっていきたいと思っておりますし、今、申されましたように、課内でもそういうことで十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 産業経済課長さん、再度、御足労ですが、農業委員会にそこで審議すべきものとして、この後、どういう農業の現状の資料を提出するのか、そこで議論を深めたいと思います。普及センターや農協が呼ぶ会に行くと、ばさっとそこで資料をいきなり渡されても、論議せずに提案どおりで質疑もなく終わっているんじゃないのかなと勝手に想像いたしますけれども、いかがでしょうか。今ある会議、組織をどのように、この後、駆使され活用されていくのか、ちょっとお考えを伺わせてください。

○関洋三議長 再答弁、産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 竹林議員さんの御質問にお答えをいたします。

先ほど申されました農業委員会の関係につきましては、今年度から農地中間管理機構という組織ができました。その中で専門員さんも来られております。そういう方の農業委員会定例会の審議の後、そういう研修といいますか、意見交換会も行っております。その中で農地の貸借等も含めてやっておるところでございます。

また、先ほど町長の答弁にありましたように、地域農業再生協議会の中でも、先ほど数字的なものがありましたけれども、そういうものにつきましてはの推進等についても、農協、また普及センターからの御質問をいただいて、協議もいただいておりますので、そのあたりを含めまして、積極的に議論といいますか、そういうことを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は農業というのは土地改良事業、インフラが整うことも大事ですけども、それはどんどん着実に進んでおります。栽培意欲のある、営農意欲のある方をどう育てるか、そういう方はそれほど数多くないんですけども、そこにどう手を差し伸べるかだと思います。一緒にこれをしていくというのには、私は視察が一番有効なように思います。見てきたら、あれはうまいことできよるげに言いよるけど大したことないぞ、あれぐらいやったらわしらもできるわ、既に私らもやっとな自信を深めることもできます。

かつて、私は山村振興計画や農業構造改善事業とかか壮大なプランを立ててやる時には、必ず視察があつて、見に行つて、農協や普及センター、農家、農業委員会関係者、町の職員と一緒に見聞して、道中で話してました。帰りに、あれどうやったのこうやったの、うちもやるか、あれぐらいやったらできるぞという話ができてました。やはり一緒に席をともにする、書類だけで幾ら営農部会の会をやってもびんときませんけど、見にいったらわかります。

副町長さんにお尋ねします。こうした意思疎通を図り、見識を高め、連帯感を強め、結束を強めるための資質向上、情報共有のための視察とか研修会に対して重点的にてこ入れをされる運用方針はあるのかないのか、お考えを伺いたいです。

○関洋三議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

一つのことわざといいますか、百聞は一見にしかずという言葉もございます。やはり現場を見ることによって大きな自己の成長にもつながりますし、それをすることによって、新たなアイデアも生まれるということは当然のことだというふうに思っております。そういうことで、今後は議員さん御指摘のような充実した研修を積極的に推進するよう、職員に対して私のほうから指導するようにしたいというふうに考えております。

ただし、これも予算が伴うことでございますので、予算の範囲ということがありますので、その範囲の中において行動するのも十分気をつけないといけないものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 実務統括の任を副町長さんをお願いして、職員の意欲向上になるような運用をお願い申し上げます。

6次産業とか今度の新経済対策とかいろんなところで、調査研究機能なども使えるんじゃないかと思いますし、何よりも40億円を超える財政調整基金をどのように使っていくか非常に大きな課題に私たちは直面しているわけであります。人の資質の向上、見識を高めるための運用もぜひ事務方内部で種々御検討いただきたいと思います。

○関洋三議長 以上で、竹林議員の2番目の質問を終わりまして、続いて3番目、最後の竹林議員の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 私の3番目の質問は河川の管理です。

我が町は一級河川土器川、二級河川の財田川と金倉川の3本の川の源流地です。水源涵養のための植林など森林整備の責任があります。また、上流ゆえに水質を保全する努力も求められます。

しかし、上流から流れ出た支流が合流する地でもあって、堰堤を水が越えて浸水の心配も大きい所在となっています。平地への出口で急流が緩やかになるときに上流から水が来ると、大きな危険に見舞われることは今回の広島の災害でも明らかになったことであります。本町の河川管理の現状はどのようなのでしょうか。香川河川国道事務所と中讃土木事務所や三豊土木事務所の原課の管理の内容をお伝えくださるようお願いいたします。

本町は、国、県とどのような協議を行ってきたのか、本町からどのような求めをしているのか、そして町が直接管理する一般河川の現状もお願いします。

一級と二級の河川は本町の管轄外であることは承知しておりますけれども、本町としてそれとどうにかかわるのかの姿勢も問われることだろうと思います。

また、下流の市町との連携した対応はいかがでしょうか。話し合いは行われているのでしょうか。この協議も進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

地震対策もさることながら、本町は浸水が実際に起きているのであり、もう少しで堰堤を越えた広範な被害に見舞われる一歩手前であったとも聞いております。お手間をとらせましても、国と県に相談を持ちかけて、10年前の台風16号の大雨時の一級と二級河川の各所での水位の時間経過表の提出を求めます。危難の懸念は現実的であり、実測値に基づいて課題を関係者が共通理解すべきであり、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私は地震もさることながら、集中豪雨や局地豪雨への対策のほうが緊急度は高いと思います。いずれの対策も必要であることは十分承知しておりますけれども、水はなくても困るが、短時間に極度に来たときは国家を挙げての対策をとらねばならない事態になることであります。このような想定をいかにしておるのか、町長の答弁を求めます。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の河川管理の現状と国、県との協議内容についての御質問にお答えいたします。

河川の源流地となる森林は水源涵養や山地災害防止等の機能を初め、地球温暖化防止としての二酸化炭素の吸収源など多様な公益的機能を有しております。特に、水源上流域においては安定的な水資源の確保や水質浄化の観点から、森林の整備を効果的かつ重点的に推進することが重要であると考えます。

また、水質浄化機能等の水源涵養機能等、公益的機能の維持、向上のためには、治山事業や造林事業などによる植栽、間伐等の実施により森林の整備を図っていくことも重要であると考えます。

河川管理の現状でございますが、まんのう町内の河川には国が管理する一級河川の土器川、県が管理する二級河川、一部土器川は県管理区間がございます。町河川につきましては河川法を準用した河川はなく、全てが普通河川でございます。

普通河川は川幅、高さともに1.0メートル以上の川でございます。したがって町内に流れる川について全て把握できていないのが現状でございます。そのようなことで、普通河川の維持管理等については、隣接した住民の方が草刈り等、日ごろより管理をいただいているのが現状でございます。

なお、大雨等による災害で被災した河川については、町河川ですので、災害復旧事業の適用を受け復旧いたしております。災害復旧につきましては国、県とも同様な取り扱いでございます。

次に、一級河川である土器川についての管理の現状についてでございます。一級河川土器川はまんのう町勝浦の讃岐山脈を水源として、丸亀市において瀬戸内海に注ぐ流路延長33キロ、流域面積127平方キロメートルの河川です。土器川の管理を行っている国土交通省では、管理の内容として治水対策、日常の河川維持管理、危機管理を行っておりますが、その内容について聞き取りいたしましたことを申し上げます。

まず、国の治水対策の現状といたしましては、平成24年7月に策定した土器川水系河川整備計画に基づき、戦後最大を記録した平成16年23号台風で発生した洪水流量を安全に流下させるため、整備を進めているところでございます。

洪水対策における課題としては、洪水を安全に流下させるための対応として、当面、平成16年23号台風の発生した洪水流量を安全に流下させるための整備を推進する必要があるということ。

2番に、局所的な深掘れ、河岸侵食への対応として、土器川は急流河川のため洪水時の流速が早く、従来から局所的な深掘れや河岸侵食による被害が発生しており、天神床止工、野津床止工の下流部の深掘れが進行しており、これらの土砂流動、深掘れ対策が必要となっている。そのために試験的に長尾公園付近で河床安定化実験を実施中であるということ。

また、大規模地震への対応として今世紀前半に発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震に対応して、河川管理施設の安全性点検を進め、対策を講じていく必要があること。

次に、国が実施しております日常の河川維持管理についての現状でございますが、土器

川では災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全を目的として、堤防を初め護岸、排水門等の多くの河川管理施設等が整備されており、それらの維持管理や、河道の適正な保持に向けた維持管理、不法投棄、ごみ対策などを実施するとともに、許可工作物の管理指導にも努めていただいております。

日常の河川維持管理についての課題につきましては、河道及び河川管理施設の維持管理として安全に洪水を流下させるため、堤防点検のための除草等を行うとともに、流下阻害となる樹木や河床堆積の状況を把握しながら、除去、掘削等も実施していること。

河川区域等の維持管理につきましては、土器川流域は都市化が進んでおり、河川敷の利用も多いことから、ごみ不始末や不法投棄も多く、維持管理の大きな負担となっていること。

次に、国が実施しております危機管理の現状でございますが、治水対策の推進とともに、計画規模を上回る洪水、超過洪水や大規模地震が発生した場合、壊滅的な被害を回避し、被害を最小限に抑えるための減災対策として、河川情報の収集、提供、洪水ハザードマップ作成支援、水防活動支援、その他水質事故等への対応も含め、防災施設の整備、資機材の確保を実施いたしております。

危機管理の課題につきましては、河川管理施設の耐震化につきましては河川管理施設の耐震診断は完了しておらず、施設の診断と早期耐震化を目指す必要があること。

以上、申し上げましたが、国が管理する一級河川の現状と課題でございます。

次に、県が管理する二級河川の管理の現状でございますが、香川県内の二級河川及び一級河川の県管理区間における河川については、河川法に基づき 8 1 水系 2 9 1 河川、流路総延長は 1, 0 9 5 キロメートルが指定され、このうちまんのう町につきましては 3 水系 1 9 河川、流路総延長は 7 5. 8 キロが指定されております。

一級河川の土器川で香川県が管理する区間につきましては、まんのう町勝浦の水源からまんのう町炭所における常包橋までの約 1 3 キロの区間であり、その管理に当たっては、出水期前など定期的に堤防や河川管理施設の点検を行っており、河川の流下能力が不足している区間につきましては、計画的に掘削工事等を実施するなど、適切な整備、修繕等を行うことにより、大雨時における洪水被害の軽減に努めていただいております。

二級河川の管理現状につきましては、まんのう町における二級河川は 2 水系 1 7 河川で、流路延長 3 7. 7 キロが指定されております。河川昼丹波川は財田町に算入していますが、延長は 6. 0 キロでございます。

これらの二級河川の管理につきましては、金倉川等の主要な河川について河川維持管理計画を定め、河川施設の出水期前、出水期後等の定期的な巡視、点検を行っております。

この巡視や点検等の結果、護岸の修繕が必要な箇所については修繕工事を行うほか、河川の流下能力が不足している区間については計画的に掘削工事を実施するなど、適切な整備、修繕等を行うことにより、大雨時における洪水被害の軽減に努めていただいております。

す。

以上、申し上げましたが、県が管理する一級、二級河川の現状と課題でございます。

次に、国県との協調体制でございますが、まず国との協調体制については、河川管理面ではごみ、不法投棄対策として、周辺住民へのパンフレット配布や町広報での広報活動での協力、また7月の河川一斉清掃の共催、河川管理施設、樋門等の操作、維持管理にかかわる委託を受け、樋門操作に関し関係者の協力をいただいております。

危機管理面では土器川水防連絡会、土器川水質汚濁防止連絡協議会、土器川水難事故防止連絡会などでの連携、情報共有、さらに町ハザードマップ等作成における土器川関係必要データ等の共有等でございます。

次に、県との協調体制につきましては、水防上必要な連絡や活動を行うことで連携し、地域の安全・安心の確保に努めております。

次に、流域市町との提携と取り組み課題でございますが、市町がまたがる河川で県が管理する県管理河川においては、現在、県内に131カ所の雨量観測所、また95カ所の水位観測所を配置しております。そのうちまんのう町では12カ所の雨量観測所と3カ所の水位観測所を設置しており、平水時及び出水時における河川の管理に活用しているとのことでございます。

水防法や水防計画の規定により、河川の水位など水防上の各種情報については水防管理団体である市町へ伝達することとしており、具体的には琴平町地内に設置されている金倉川高菰橋水位観測所における水位情報等については、県中讃土木事務所から水系の関係市町でありますまんのう町、丸亀市、善通寺市、琴平町に対して情報伝達を行うなど、適切な連携に努めていただいております。

次に、水害懸念の解消への方策と展望についてはでございます。

河川管理者共通であると考えておりますが、河川の河床整理による流下能力の向上や、護岸修繕などによる河川の安全性を確保するため、緊急度や優先度を考慮しながら計画的に整備、修繕を実施し、今後とも河川の適切な維持管理を行うとともに、台風などの出水時には水防体制や避難体制の強化を図っていくなど、ハード、ソフト両面から浸水被害の軽減を図り、地域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

特に、町といたしましては、国、県が管理する河川につきましては未整備の河川の整備、また、土砂等の堆積により河川断面が阻害され洪水時に影響を及ぼす要因になる危険箇所等について、緊急度や優先度を考慮しながら、今後とも計画的、効果的な整備等の実施を河川管理者に対し強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 河川管理の体制とかなんとかを私たち住民の代表に手際よく丁寧に説明していただきました。なかなかこれは専門性が高くて、私たちも承知していないところでもありますけれども、これからまたいろいろ打ち合わせをして、地元としての緊急度と

か優先度というのは県や国に対してどのように伝えているのか、話す会議がどういうものがあるのか、建設土地改良課長さんの答弁を求めます。

○関洋三議長 答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 竹林議員さんの御質問にお答えをいたします。

国、県の河川の改修とか地元の要望をどう伝えておるかということでございますけれども、まずは毎年度、4月から5月にかけての自治会長会の行政懇談会がございます。そういったところで、地元からの要望をいただいております。それについて、私のほうが現場を確認して、現況の写真等を撮って、それを国、県のほうに要望してまいっております。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国、県に要望するときには、非常に切実感というか、緊迫度をどのように伝えるかということだろうと思います。水位については観測点があって、既にインターネット上に大雨、台風のときの警戒水位が出た一覧表のデータすら出ているぐらいで、公表はされておるわけですが、住民の危難の不安とか、そこの部分をどう伝えるのかというところがあるだろうと思います。

例えば、金倉川の堰堤を越えそうなときに、その写真を撮っておくとか、緊急性をどう伝えていくのかという、国、県が計測しているものの上に加える地元情報というのを上手に蓄積すれば、うかうか水が越えそうなところへ近寄って写真を撮りに行ってという危ない面もありますけれども、皆さん、地形をよく御存じでしたら、そうした情報を伝えていくというか、それが必要なんじゃないかなと思います。

ある事務レベルの協議ができれば、町長とか建設経済委員会とか、ある程度、上のレベルに働きかける努力もできるんだろうと思います。

私が聞いた範囲では、河川管理というのは科学なんだと。統計だ、データだ、どこかがえいやといえど動くものではないというふうなことを国交省の河川局長の書いたものを読むと書いてます。あくまでデータの裏づけをきっちりとするということなんでしょうけど、できたらうちの町がこことここは県の観測点に入っていないけど目を光らすというところを持っていたらいいのかなと思います。それは費用とか技術の面とかいろいろありますけれども、そうした研究を進めるべきかなと思います。

それから流域の市町村がどのようなだったのか、我々、関心持ってなくて知りませんけれども、琴平や善通寺、多度津、丸亀あたり、それから三豊市、観音寺市あたりとそうしたことを話し合うということも必要なんじゃないかなと思います。

私も財田川防災の協議会のメンバーになっておりますけれども、そこでどういう話し合いがされて、流域として話し出していくのか、このところをちょっと今の時点で考えるところを課長さん、お願いします。無理なところはいいですから、言える範囲でいい。

○関洋三議長 再答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 竹林議員さんの御質問にお答えをいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、確かに流域関係市町とそういった観測所、前段にちょっと戻りますが、観測所の数をふやして、より一層、地元を安全に警戒態勢がとれるというようなこと、それについては単独の市町ではいかんから、ある程度、流域で協議して、そういった点を進めていくというのも方法やと、一つの考えやということだろうと思います。

それについては、今後とも、川の場合、先ほどもおっしゃられておりましたけれども、流下断面が少ないとか、少ないというのはちょっと違うんですけど、流下断面が十分でない、そういったような河川については、やはり当然修繕、改修なりが必要でございます。そういった点を含めまして、やっぱり関係市町連携して、国、県等の河川については、特にそういったことを進めていくことが重要だと考えております。

○関洋三議長 再質問、残り 1 分となっておりますのでお願いいたします。

1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 建設土地改良課長さんにお尋ねします。

今の二級河川の河川管理方針とか、河川管理計画、これが何年に策定されたものでしょうか。また、これはその中身は建設経済常任委員会あたりで説明していただいたりすることができるとは思いますけれども、それだけお答え願います。

○関洋三議長 再答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 竹林議員さんの御質問にお答えをいたします。

土器川水系の河川整備計画につきましては、平成 24 年 7 月に国が作成しております。香川県の計画も、国が作成した時点ですり合わせはしておと思いますが、ちょっと十分調べておりませんので、今、お答えできません。

○関洋三議長 再質問、1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 河川管理方針や計画を立てるときに、私どもの意向を盛り込むチャンスだと思います。そこまでにしっかりデータをそろえて、我々が話し合っておくことが必要だと思います。よろしくお願い申し上げます。

私の質問は非常に皆さんに資料作成をお願いして御迷惑をかけてます。これを上手に使えば、つくった御苦労された方が報われるんです。これをこの後の常任委員会とかいろんな場で使って、情報共有していけばいいかと思います。私の立ち上げたものはそう簡単に答えが出るものではありません。じっくり私も 4 年のスパンで質問しておりますので、どうかその点、御理解いただいて、どんどんいつまでも資料を出せ出せといいたしませんから、対策のほうの議論に行きたいと思っておりますので、その辺は御理解いただいたらと思います。

水道はこういう原価表を出してくれましたね。皆さん、本当にきちんとできる、わかりやすく、テクニックを持っておいでます。お願いしたいのは、教育委員会の成果報告や町政報告の中に、子供が何で入選した、部活が活躍した、校長先生が教育委員会に報告しているもの、これは教育委員会の報告すべきものとしらないものは議論していただいていいですけど、そういうのを載せていただいたらと思います。

それから健康増進課長さんのところは保健師さんが随分活躍して、健診を入念にやっておいでます。その活躍している素振りが町政報告や成果報告で出れば、皆様の成果をお伝えできると思います。長時間ありがとうございました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 以上で、1番、竹林昌秀君の発言は全て終わりました。

休憩をとります。議場の時計で11時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、田岡秀俊議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

3番、田岡秀俊君、一番目の質問を許可します。(大西豊議員退席 午前11時02分)

○田岡秀俊議員 おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問に早速入らせてもらいます。

少子化対策、何を選択し、何に集中するのかということです。選択と集中、いつも町長の施政方針、町政方針に出てくる言葉であります。今回、少子化対策のため何を選択し、何に集中するのか伺いたいと思います。

本年5月、日本創生会議が衝撃的な試算を公表しました。2040年、今から26年後ですが、それには全国の半数に当たる896市区町村で20歳から39歳の女性が5割以上減少し、人口減に歯どめがかからなくなり、自治体が消滅する可能性があるというものです。香川県内では8市9町のうち9市町がそれに該当するとなっております。我がまんのう町は減少率48.4%で、幸か不幸かぎりぎり消滅自治体の指定を免れております。幸か不幸かと申しましたのは、安心してはいけないということでもあります。

現在、全国の自治体、特に消滅可能性があると言指されたところは、今まで以上に躍起になって少子化対策に取り組んでおります。今後、それに対する地域間競争が激しさを増すであろうことは容易に想像がつかます。

過去、私も少子化対策については、平成22年12月議会、平成24年12月議会ほか幾度となく質問をし、私なりの提言も行っていました。それを踏まえ、少子化における我が町の現状をどう分析し、今後の対策としてどのようなことに集中的に取り組んでいくのか、町長のお考えをお聞かせください。(大西豊議員着席 午前11時05分)

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の少子化対策についての御質問にお答えいたします。

まんのう町は近年までは農業を基幹産業とし、小規模、零細ではありますが、地域に根差した商工業が町内での雇用を支えてきたところでございます。そして農作業や伝統的な

集落の活動を通じ、自治が確立されてまいりました。

しかしながら我が国の高度成長期を境に、人は豊かさを求めて都市圏に流出したことで人口の減少が始まり、核家族化が進展する中で、主要な産業を持たない農村部や山間部では過疎が進行するとともに若者の流出が続き、農林業における後継者不足と急速な高齢化社会を迎えることとなりました。

少子化は地方だけの問題とされてきましたが、今や議員御指摘のように我が国全体の問題となり、特に都市部における少子高齢化が大きな課題となるものとされています。

国では平成6年にエンジェルプランを策定、その後も少子化社会対策法、次世代育成基本法、子ども・子育てプラン等による諸施策が示されました。

合併前の旧3町においても国の政策を受け、平成17年度に次世代育成支援行動計画を策定、平成22年度には同計画の後期計画を策定し、少子化対策、子育て支援を推進してまいりました。

今も町の多くの集落では家を単位に幾世代と後継者が家を継ぎ、農地の管理や地域活動を支えています。

最近の特徴として、親の住宅に隣接する敷地または遠く離れない町内の新たな住宅造成地に住まいを構えるといった定住の形が見受けられるようになりました。高篠地区や四條地区での子育て世代の定住が進んでいるのは、このような状況が顕著となったものと考えております。これは町における少子化対策、若者の定住対策の大きなヒントになるものでございます。

さて、本年は子ども・子育て関連3法案の成立により、子ども・子育て支援事業計画の策定年度であり、子ども・子育て会議を開催する過程で、ワークショップの開催により子育て世代の意見を聞くなどし、議員の御質問にある、今後、何を選択し何に集中するかを協議している段階でございます。ワークショップで出された意見をもとに、町の子育て関連情報を掲載するまんのう町・子育て情報ブックを作成し、子育て世代の方の活用を願っておるところでございます。

さて、議員の今後の対策としてどのような事に集中的に取り組んでいくのかとの御質問でございます。

まずは、第一に子育て世代の定住対策を重点にすべきものと考えております。そのためには旧来の地域での住まい方を見直し、新たな定住環境の整備を図ることが必要であると思われま。子育て世代間同士の交流、行政から子育て関連情報の提供や子育て支援サービスの提供などが考えられます。

既に健康増進課では子育て世代の交流として、つどいのひろば・ひまわりをこの4月よりかりん健康センターで開催をいたしております。既に多くの乳児、保護者の方が御利用いただいております。

学校教育課では、子育て情報の提供をさまざまな媒体を活用し周知しており、福祉保険課では、県下で先駆けて中学生までの医療費無料化等の施策を展開いたしております。こ

れはまさに子育てがしやすいまちづくりを主眼に置いて取り組んでおるものでございます。

次に、2つ目は男女ともに未婚率が高くなっていることでございます。昨今は男女の出会いの場がないとよく言われており、このきっかけづくりとして行政がどこまで手を差し伸べられるのか、真剣に考える必要があると思います。そして、少子化を食いとめるためには短絡的な対策を打つのではなく、今の社会のシステムを根本から見直す必要があると考えています。

イギリスの場合は、労働体系の再構築、景気回復による個人所得の増加など、総合的かつ長期的な対策で出生率を上げた点が高く評価されております。

このことから、政府においても少子化対策担当としての内閣府特命担当大臣が積極的な陣頭指揮をとり、現代の子育てが難しい環境からの脱却を図る新たな政策を矢継ぎ早に実行していただかなければならないと考えております。

本町でも、今後は子ども・子育て会議による協議を踏まえ、さらなる施策の重点化を進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 町長のほうから、今、答弁いただきまして、まずは現状把握と、町長の答弁の中、昔から農業立町と申しますか、そういう言葉もありましたが、町の雇用も支えてきた農業分野が時代とともに都市部への若者の流出、特に私が感じておりますのは山間部からの流出がふえておると思っております。

先日、いただきました市町の姿100の指標というのがありますが、いろいろとこれを見ていますと、町の特徴というのが、強味、弱みと申しますか、よくわかると思います。強みのあるところはどんどん伸ばして、弱みはできるだけ克服するというふうな形をとっていかなければならないんじゃないかと思います。

今、言った100の指標の中では、社会的人口増、まんのう町は県下でトップなんです。その要因の分析を行っているかどうか、これは一つ目の再質問をお願いいたします。というのは、転入、転出時のアンケート等をとるべきではないかと思うんです。

これは、ことしの5月31日の四国新聞に、高松市など8市町、県内への移住実態把握へと。ことしからもう始めておるんです、ほかのところは、県内の8つの市町が。まんのう町はどうなのかということです。転入者に移住の理由などに関するアンケート、どこから移住してきたかというのは基本的なことですけど、転入を決めた理由とか、就職とか定年退職とか、市とか町の魅力にひかれたとか、そういう簡単なアンケートをやっていないのであれば、ぜひ実施して、今、合併して8年たちます。高篠、四条地区では約500人程度人口増になっている。逆に琴南地区とか山間部ではそれ以上の激しい人口減、流出になってます。トータルで1,000人前後、人口減となっています、この8年間で。このアンバランスをどう克服していくのか、アンバランスといっても、その地域地域で、まんのう町は広いところですので、特徴を生かした施策をしていくべきだと私は思いますが、一問一答ですので、一つずつお伺いしたいと思います。

転入、転出時のアンケートについてどういうふうにご考えをお持ちなのか、一つ目、お願いします。

○関洋三議長 答弁、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 田岡議員さんの質問にお答えさせていただきます。

御指摘のように県下で移住とかの部分でアンケートを一部とられておることではありますが、まんのう町では今のところっておりません。これについては前向きに検討したいというふうにご考えておりますが、やはり転入時とかに煩雑な事務をとっておる中でアンケートをいただくというのは相当難しいものがあると思いますし、簡単なもので的確に判断できるようなものをつくっていきいたいというふうに思います。

○関洋三議長 再質問、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 アンケートのほうはぜひお願いしたいと思います。

それから町長の答弁の中で、今後は子ども・子育て会議の中でもニーズを図りながらいろんなことを検討していくという答弁もありました。それから子育て世代の定住を図る施策ということで、さまざまなことを申されておりましたが、定住化のために一つは雇用の場の創出、それから町長も触れられました婚活支援、これについては私も4年前の一般質問で申した部分があります。そのとき町長の答弁では、香川県に男女の出会いの場を設ける施策を民間のブライダル産業と提携して行うことを持ちかけたいというふうに4年前に答えてます。この4年間の間に組み込まれたかどうか。

それから子育て支援、教育環境、居住環境の整備など、きのうの健やか子ども基金ですか、県のほうからあります、そういう面でも切れ目のない対策というのが県、国の事業等を利用しながらやっていくべきでないかと思います。

それと定住につきましては、今、言ったことに加えて、町外から移住者を促すために、一つは新築住宅等補助金を出すとか、それから固定資産税の減免措置をとるとか、そういう財政的な部分もあると思いますが、そういう面に関してはどういうふうにご考えておられるのか、二つ目、再質問をお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員さんの質問にお答えいたします。

人口減少が、今後、大きな問題になってくるということで、国のほうも本腰を入れて人口対策に取り組むということですのでございます。今後、いろいろなさまざまな施策がなされることと思いますので、町もそれに十分情報を的確にキャッチして対応していきたいと思っております。

また、先ほどもありましたブライダル産業に声をかけるというようなこともやってみんですが、なかなかうまくいっておりません。男女の出会いの場をつくるのは、県下ではどちらかといいますと町主導でなくて、商工会とか商工会議所がいろいろ行っておるような先進的な事例もありますので、我々も町の商工会のほうとも十分話をし、実施に移していきたいというふうには思っております。

また、子育て世代の定住につきましては、特に今、高篠、四条地区では新しい住宅地ができて開発されて、かなりの数の定住が進んでおるということでありまして、特に高篠地区では生徒の数がふえて教室が足りなくなるということで、今回、新しく校舎を増築しているような状況もありますので、これを今以上にまた支援をして進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 どうします、求めますか。

○田岡秀俊議員 はい。移住者の新築住宅のあれとか。

○関洋三議長 担当課として、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 田岡議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど出ておりました移住対策、それと定住化につきましては、現在、先ほどもお話の中にありました日本創生会議のほうで、先々の消滅自治体という発想を発表されてから、各自治体のほうも相当危機感を持って、移住交流対策については各市町だけでやってもなかなか効果が上がらないということで、香川県のほうも県と各市町連携して、来年度から移住交流の政策の拡充を図っていくというような取り組みが、今現在、進行しております。そういう部分に参加をさせていただきたいなというふうに考えておりますし、定住の中で、いわゆる空き家対策とかそれを含めて、先ほど御提案のありましたように、新築住宅のいわゆる補助なり、固定資産税の軽減なりというような部分の取り組みも近隣市町でも、現在、もう始まっておるところもございます。そういうところを研究をさせていただいて、対応をとっていききたいなというふうには考えております。

それと、お話の中で御指摘がありましたように、まんのう町でも都市部とっていいのかわかりませんが、丸亀近辺に近い高篠、四条地区と、徳島県側に隣接する琴南地区等の人口の流れについては大きな差異がございます。御指摘があったように、四条、高篠地区であれば、人口として400人程度の増加というような格好になっております。逆に琴南であれば、人口的には8年間で約500人近くの減少というような格好になっております。これも一概に子育て支援等を充実させてきた関係かわかりませんが、出生者についてはそんなに減っていないというのが現状です。死亡者はこれは自然ということですので、こちらのほうの自然減については仕方がないということではございますが、逆に転入、転出を見てきた場合に、琴南地区の場合では600人が転出して、転入者は450人とどまっていたということで、自然減も合わせて500人程度の減になっていると。逆に言えば、高篠地区については、転入者が900人弱、転出者が600人程度でございます。それでやはりその差し引きが300人程度の、全体での増ではございませんが、つながっているという現状がございます。そういう部分も含めて、地区でやはりある程度政策的にやっていくことを変えていくという必要はあろうかと思っておりますし、高篠、四条地区がそのまま琴南に当てはまるということはないとは思いますが、そういう部分、地域の情勢に合わせた対応をとっていく必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、御理解をいただいたらと思います。

○関洋三議長 再質問、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 町長、課長のほうから答弁いただきましたが、新築住宅の補助金とか固定資産税減免措置とか、そういうふうなものを、今後、考えていくべきだと私も思います。

それと、今、課長の答弁の中で空き家ということも出てまいりました。この空き家の対策、活用については、私も2年前にいろんな質問をさせていただきましたが、これ、ひとつ定住のために、改修して子育て世代に貸し出すというふうなことの検討、これは持ち主の方ともいろんな話し合いもしなきゃいけない部分ではありますが、2年前に空き家の把握はできているのかというふうな、あのときははっきりとなかなかできていないような答弁だったんだろうと思います。今の空き家を改修して子育て世代に貸し出す検討というのは、ことしの国の概算要求でもそれに対して来年度から国庫補助を検討しておるというふうなことも出ておりますので、ぜひそういうことも考えて、早目の対策をお願いしたいと思います。この空き家の活用について一言答弁いただけますか。

○関洋三議長 担当課長答弁、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 田岡議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

空き家対策でございますが、空き家対策については、いわゆる防災上の問題と空き家の有効利用、定住化に使うという二側面がございます、まんのう町の場合にはいわゆる定住化のほう为主だというふうに思います。まんのう町としましても空き家バンク等の制度を利用して定住化を図っておりますが、空き家バンク等についても登録件数が少なく、実際の運用が図られていないのが現実だというふうに思います。

ことしの当初の固定資産税の発送の折に、固定資産の通知の中に空き家バンク等の登録をしましょうというような御提案をさせていただいた部分がございます。これで何件かの登録はというような御相談はありました。でもそれが大幅にふえておるということではございません。これはやはり持ち家等を財産として持っておきたい、逆にその部分にほかの方が入るとかいう部分について相当抵抗感が田舎ではあるのかなということもございます。しかしながら、こういう資源を、先ほども言われたように、ただの空き家にしておけば朽ちてしまうのも早いですし、実質問題として使わないのはもったいないというふうなことを考えております。それと空き家については、家が建っておれば固定資産の優遇措置も受けられるというような部分での空き家になっておるという部分もございます。そういう部分については、自民党のほうでも対策について、これは税法の改正も含めて検討されているのが、今、現状でございます。こういうことを見ながら、空き家対策については前向きに図っていききたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○関洋三議長 再質問、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 今、課長のほうから空き家対策についてかなり前向きな答弁だったんだろうと思います。ぜひよろしく願いいたします。

少子化対策といいましても範囲が広くてたくさんあるんですが、次に、財政調整基金4

2億円余り、その有効活用はできないかと。先ほど、竹林議員のほうからもちょうと出てまいりましたが、ぜひ私は将来への投資という形で有効に使えば、また戻ってくるというのは、財政基金にまた積めるような形で戻ってくる、そういうところに投資をしていただきたいと思うんです。

このまんのう町財政調整基金条例というのがありますが、第6条に処分、この使い道、基本的には、1番目は経済情勢の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において使えと。私が申すのは、これの4番目、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源、これをうまく解釈をして、ぜひ有効に将来のための投資ということで、お金というのはためるのが目的ではないと思うんです。いかに有効に使うかが大切なんです。そのあたりの考えをひとつ伺いたいと思います。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員さんの質問にお答えいたします。

財政調整基金の有効活用ということでございますが、生きた金をしっかり有効活用していくということは重要でございます。42億円ほど、今、基金がたまっておりますが、将来の負担等も十分考えて、また皆さん方から貴重な提言をいただいて、有効な使い道があれば使っていきたい、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 ぜひよろしくお願いします。

それから、最初の町長の答弁の中でも、中学校3年までの医療費の無料化にいち早く取り組んだおかげというか、それが多分、高篠地区、四条地区の人口増につながっているというのは私も感じております。そういう部分で、これはいろいろ住民からの要望等も出ておる部分はあるんですが、医療費窓口支払い無料化、これは償還払いから現物給付に変えてはどうかという、国庫負担金が減額されるペナルティーもあるということも聞いてますし、コンビニ受診とかがふえると、モラルハザードと申しますか、そういうこともマイナス部分はあるんですが、最近の母親は特に、私もいろいろ話をしてみますと、窓口無料化になっても、コンビニ受診とかはそんなにはふえないんじゃないかと感じます。なぜかといったら、よく医者に行って軽い病気、風邪かなというんで行って、インフルエンザをもらって帰ってくるというふうなことも、そういうことをよく知ってます。半端に医者に行ったら、軽い病気で行ったがために、ほかの病気をもらって帰ってくるということがよくあるんですね。そのあたりは割合知識がありますんで、窓口無料化にしても、これは分析しなきゃいけません、影響はないんじゃないかと。そのあたりもぜひ検討していただきたい。

それと、それに関連して、町内の高校生まで無料にしたらどうかと思うんです。そのあたりのことをどういう考えを持っておられるか伺いたいと思いますが。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員さんの質問にお答えいたします。

乳幼児の医療費無料化ということで、まんのう町は合併当初、いち早く中学までを無料ということで県下で先駆けてやっけてまいりました。8年たって、現在、琴平町とか善通寺とか、かなりの町でそれに倣って無料化ということに、今、取り組んでおるところでございます。

そういった中で、町村会等でも、ここまで県下の市町で無料化を進めてきたんですから、当然、県のほうでもう中学校までは無料化をさせていただいて、現物支給をしてほしいということで、一緒になって県のほうへ、今、お願いいたしておるところでございます。

かつて町単独で無料化をすれば、たしか2,000万円ほどの費用がかかるというような試算もあったように思っておりますので、私といたしましては、ぜひ県のほうで県下一斉に中学校までは医療費の無料化の現物支給を働きかけていきたいと考えておりますし、まずそれができれば、また高校生までということも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 もちろん財源の問題もありますので、県のほうへ働きかけていくということでよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、この少子化対策というのは、先ほども中学3年までの医療費無料化をほかに先駆けてやったというふうなこともありますし、やはり他に先駆けてやる、それから独自の施策を行うということが非常に大切だろうと思います。いろんな少子化対策とか人口減社会にどうするかというのは出ておるわけです。これは月間商工会という雑誌の9月号ですが、これにも、今、言ったようなこと、従来の地方自治体の方針、国家提唱、地域追随の構造が崩壊しつつあるということです。独自の努力を工夫をした地域が発展し始めたということ、一つがそれです。

それと二つ目、外部の視点が大切だということ。地域の人々にとっては見なれた対象が、外部の視点を入れることによって宝物に変貌するということを申されております。これは東京大学の名誉教授が申されておりますが、そういうことも考えて、次々、独自の施策を考えていただきたいと思います。1番目の質問は以上で終わります。

○関洋三議長 3番、田岡秀俊君の1番目の質問をこれにて終わります。

質問者からの申し出がありますので、続いて、3番、田岡秀俊君の2番目の質問を許可いたします。

○田岡秀俊議員 それでは二つ目の質問に移らせてもらいます。

地域おこし協力隊の活用をということです。

6月定例では内からの改革、まちづくり推進隊の活動を紹介いたしましたが、今回は外からの地域おこし協力隊であります。

地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等が著しい地方において、地域外の人材、特に都市住民を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持、強化を図っていくことを目的とする取り組みであります。企

業誘致ではなく人材の誘致です。

この制度の利用には、総務省から特別交付税として隊員１人につき年間４００万円まで、募集に係る経費２００万円までの財政支援が受けられます。国からの財政支援は３年間までですが、その後も地域に定住し、さまざまな地域活性化の活動に取り組んでいる隊員が全国的にかなりいるようであります。平成２５年度現在、全国４府県３１４市町村で９７８名が活動しております。県内ではさぬき市２名、小豆島町２名、そして先日、琴平町で隊員１名が委嘱されたと新聞紙上に載っております。

平成２４年１２月議会での一般質問の中で交流というキーワードを示し、都会からの若者を招き入れるべきだと話をさせていただきました。そして、若者、よそ者、ばか者が地域を動かす原動力になるとも申しました。外からの視点を入れることで、内からは気づかないまんのう町の新たな魅力も発見されるかもしれないし、定住化によって地域も活性化し、町としての元気の源となり得る可能性を秘めていると思います。この地域活性隊の制度を積極的に活用するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の地域おこし協力隊の活用についての御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、総務省が地域力の創造、地方の再生を目的に、平成２１年度より特別交付金措置で財政支援する方法で行っております外部人材を活用する支援制度の一つでございます。

地域おこし協力隊は、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活すること、地域社会へ貢献する仕事を希望するなどの都市住民、特に若者のニーズに応えるとともに、人口減少や高齢化の進展が著しい地方においても、地方自治体が地域外の都市の人材を積極的に誘致し、田岡議員が言われますように、人を誘致し、その定住、定着を図ることで地域力の向上、地方では望めない人材の確保につなげようとするものでございます。

具体的には、地域の要望により地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間以上、おおむね１年以上、３年以下の期間、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事しながら、地域への定住、定着を図るものでございます。

田岡議員御指摘のように、県下でも平成２４年度から小豆島町、２５年度にはさぬき市が、そして本年度は琴平町がこの制度に取り組んでおります。

この制度が始まって６年を経過いたしておりますが、任期終了の隊員は３６６名、これは平成２５年６月末現在の状況でございますが、その約６割の隊員が地域に定住、もしくは地域活動に従事しているとの結果が出ております。

ただし、若者の将来を左右する要素も含んでおり、国も事業の留意点として、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住できるよう、地域おこし協力隊員に対する生活支援、就業支援等を同時に進めること、関係する各機関や住民等との必要な調整を行

った上、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体のコーディネートをするなど、責任を持って地域おこし協力隊員を受け入れること、地域おこし協力隊員の活動は円滑に実施されるよう、必要な研修の実施、地域との交流の機会等の確保など、必要な配慮を行うことなどの注意書きをいたしております。

したがって、受け入れる側でも地域おこし協力隊員に何を望み何をしてもらうのか、受け入れ可能な地域は、その範囲は、課題は、要望は、それに対する支援体制はどうするのか、住む場所はどうするのか、任期終了後はどのように考えるのかなど、先進事例を検討し、我が町として取り組めるか、取り組むとすればどう取り組むか、また、地域おこし協力隊以外で外部人材を活用する集落支援員や外部専門家アドバイザー制度も含めて、実施について検討してまいりたいと考えております。以上、田岡議員の２番目の質問の答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、３番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 町長のほうより、さまざまな課題はあるが一つ一つ解消して、ぜひやってみたいというふうな答弁だったろうと思います。ぜひそのあたり積極的に、私も活用すべきであると思いますので、よろしくお願いします。以上で、二つ目の質問を終わります。

○関洋三議長 以上で、田岡秀俊君の２番目の質問を終わります。

３番、田岡秀俊君の質問はあと一つ残しておりますけども、休憩をとります。

議場の時計で午後１時まで休憩をいたします。

休憩 午前１１時４８分

(川原茂行議員・白川年男議員・大西豊議員・大西樹議員退席 午前１１時４８分)

再開 午後 １時００分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

３番、田岡秀俊君、３番目の質問を許可いたします。

○田岡秀俊議員 それでは三つ目の質問をさせていただきます。

防災対策は万全かということです。

毎年、９月１日は防災の日、９月は防災月間であります。そこで、平成２２年９月議会以来、４年ぶりにまんのう町の防災対策について伺いたいと思います。と申しますのは、本年の台風、集中豪雨等の全国的な被害状況、特に先日の広島市における土砂崩れによる甚大な被害を目の当たりにするにつけ、人ごとではない、我が町は大丈夫かと思うからであります。

４年前の私の質問、そして町長、総務課長の答弁をもとに、その間の防災対策への取り組み、そして今後の取り組みについてお聞かせいただけたらと思います。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の、防災対策は万全かについて御質問にお答えいたします。

昨年の伊豆大島の土砂災害や先月の広島市における土砂災害など、記録的な大雨により大規模な土砂災害が発生し、多くの犠牲者が出ておられます。

また、本町においても平成16年10月に台風23号がもたらした豪雨により、大規模な土砂災害が発生したことはまだ記憶に新しいところでございます。

本町では、現在、調査中も含めてではありますが、800カ所を超える土砂災害の危険箇所が存在しており、平成23年4月に作成、配布した防災のしおりでは、これらを危険箇所図として記載し、身の回りに存在する危険地域を目視できるように住民周知を行ってまいりました。

このほか、広報では今月の9月号に土砂災害関連記事を巻頭に掲載し、注意喚起を図ったところであります。

また、現在、土砂災害防止法に基づき、香川県における危険箇所の調査を実施しており、この調査結果に基づき住民説明会を経て、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う作業を進めておるところでございます。

区域の指定状況では、琴南地区の急傾斜地及び土石流危険箇所の警戒区域の指定は終了しており、昨年度末から住民説明会を経て、今後、特別警戒区域の指定を行っていく予定となっております。

そのほか、仲南、満濃地区においても急傾斜地及び土石流の危険箇所について調査が終了しており、住民説明会を開催すべく準備が進められておるほか、本年8月からは改めて全地区の地すべり危険区域についても調査が行われておるところでございます。

また、危険箇所のハード事業においては、従来から香川県等への要望を行っているところではありますが、危険箇所数が多数存在すること、多額な費用を要することなどから、全ての箇所に対応することは困難であり、まずはソフト面を早急に整備することで、犠牲者を出さないようにすることが重要であると考えております。

このことから、来年度からは危険区域の調査結果に基づき、地域住民の方々の協力を得て、土砂災害ハザードマップの作成を行う予定としております。

また、土砂災害の警戒避難体制につきましては、早目に危険箇所から避難することで命を守ることが最も重要であり、大雨時には危険箇所の警戒はもとより、高松气象台や香川県などへのホットライン等を通じて意見を求めるとともに、雨量見込みや土壤雨量指数、土砂災害警戒情報などをもとに住民に対する避難対応を判断し、早目の避難体制の確立を心がけておるところでございます。

昨今の状況といたしましては、昨年9月4日の台風17号、今年8月2から4日にかけての台風12号及び8月9から10日の台風11号接近時には、深夜の大雨予測データを収集し、避難対応の可能性を精査しながら避難準備情報を早いタイミングで発令するとともに、該当地区の避難所を開設したところでございます。

周知方法といたしましては、音声告知放送やエリアメール、公共コモンズなどによる公共放送等を利用した情報伝達手段の多様化を図っております。

また、住民避難に際しては、御高齢の方や避難所が遠い上にマイカー利用ができない交通弱者の方などがおられることから、早目の避難準備はもとより、地域の方々による自助、共助が不可欠であることから、命見守り体制を強力に確立していただくため、啓発活動を強力に推進してまいりたいと思います。

町では、地域防災力の強化を目標に自主防災組織の結成に向けた事業を推進しており、昨年度から防災出前講座や広報紙などを通じて防災知識の普及と自主防災組織の結成を呼びかけており、現在、16団体が自主防災組織として結成されました。

通常の自治会組織においても相互扶助活動が実践されていることは心強い限りですが、自主防災組織ではさらにそれぞれの役割分担を明確化することで、自分の命は自分で守ること、自分たちの地域は自分たちで守り合うことの理解を高めるものと考えます。

今後とも警戒態勢の確立に向け、行政内部はもとより各機関との連携や取り組みを推進していく所存でございますが、昨今の異常気象ともいえるゲリラ豪雨などについては、最新のレーダー解析等でも数時間先の状況を読むことが困難であることから、避難勧告等の住民発令などにおいて早目の判断が不可欠となりますので、空振りとなることもあります。命を守る措置としての判断でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○関洋三議長 3番、田岡秀俊君、再質問。

○田岡秀俊議員 再質問させていただきます。

ただいま町長のほうより、4年前のちょうど、私、9月定例で防災対策について伺いました。それから4年間のうちにさまざまな取り組み、例えば自主防災組織の状況が、現在、16団体、これは今後取り組みの啓発は続けていかれるということですので、その点はよろしく願いできたらと思います。

それから、何が一番大切かといえば、住民への情報の周知、今、町長の答弁の中にもありましたが、先ほどの答弁の中、この防災のしおりというのがちょうど4年前の質問のときにも、もう出す準備をしておるんだということでされておりました。これは多分全戸へ行き渡っておると思いますが、どれだけの住民が見ておられるのか、その辺がちょっと僕は怪しいんじゃないかなと思います。もう一度、こういうことを徹底していただきたいのと、今回、土砂災害の恐ろしさというのは、広島市の状況でまざまざと見せつけられました。それについては、先ほど町長、土砂災害のハザードマップをこしらえるということですので、そのあたりもまた早急をお願いできたらと思います。

それと、土砂災害については、これはどの程度できるのかはわかりませんが、地質の調査なんかはどうなんかなと。地すべりしやすい地質とか、広島市の災害の状況を見ておりますと、あれは行政の責任もあるのかなというふうな気も、そういう危険性があるところに住宅を建てさせたというふうなことも私も感じておりますし、特にまんのう町でしたら山間部ですよ。もともとやはり住んでおるところを離れるというのは、それは私も心苦しいというのはわかりますが、けどやはり命にはかえられないということで、少し下のほ

うへ出てきていただけるような施策を、今後、考えていかなければいけないのかなというふうに思います。それには、琴南地区ばかり例にとって悪いんですが、例えば琴南地区でしたら、せめて国道438号線沿線あたりに出ていただけたら、先ほどの少子化対策のところでも言いましたが、固定資産税を少し減免しますよというふうなことも考えられるんじゃないかなというふうに思います。そのあたりについてどう考えられるか、先にお伺いします。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、さっきのお話の中で地質調査はやったことはあるかという御質問がございましたが、まんのう町として地質調査をやったことはございません。ただ、現在、琴南地区におきましては、土石流の土砂災害防止法に基づいて、イエロー、レッドの調査をしてございます。そういう中で、県がこれは行っているわけですが、その調査を行う際には、土質というのも考慮しながら警戒区域もしくは特別警戒区域という枠をかけているということでございます。じゃあそのところどころにおいて、土をとって調査をしているのかどうかとなりますと、これは昔からの古文書とかいろんな文献等を参考にしながら、基本的には香川県は全般的には花崗岩でございます。要はそれが風化して真砂土になる。広島の実験が起きたところも同じように真砂土でございますが、そういうふうな形であります。地質調査におきましてはそういうことで、県のほうがそれぞれのところで調査をして、その結果に基づいて網をかけているということでございます。

それと、防災のしおりの徹底ということがございました。これは私どもといたしまして一番お願いをしたいところでございます。今、自分が置かれている立場、自分の住んでいるところがどのような状況にあるのかというのを見ていただくのは、私どもも、県から平成14年のときに調べた結果に基づいて、この防災のしおりはつくられております。これを見ていただいて、自分が住んでいるところは安全だなとか、自分の住んでいるところは地すべり地域だとか、急傾斜地域とかいうことをしっかりと判断してもらっておかなければなりません。これは役場防災担当が幾ら口を酸っぱくして言ったとしても、御本人がそのところをどう考えているかということになってこうかと思います。そういうところで、私どもは事あるごとに、防災のしおりをしっかりと保存をしていただいて、しっかり見ていただきながら防災に備えていただきたいということを、それぞれ地域、また町政懇談会等でもお話をしております。

また、今現在、土砂災害防止法によりまして、イエロー、レッドの特別警戒区域等の網をかける指定をしていくという話の中で、これができたら、先ほど町長申しましたように、土砂災害のハザードマップ、指定した後の最新のハザードマップを作成して、よりわかりやすいデータを皆様方全戸にお配りしていきたいというふうに考えてございます。

それともう一点、山間部にお住まいの方で危険箇所にお住まいの方、こういう方に自分のふるさと、思い入れはあるとは思いますが、できれば安全な地域におりてきてもらうよ

うな施策を施せないかというようなことでございます。このあたりにつきましては、結構御高齢の方が山間部は多いわけございまして、おりてきていただくとすれば、新たな建物を段取りするとかいうことになってくることになります。なかなかそのあたりは難しいのかなと。じゃあ行政がその建物を手配するのか、そのあたりのところは、今後、地域性、特性等を考えながら、本来、町がどこら辺まで手だてができるのかというのは考えていかなければならないというふうには考えております。

建物をお建ていただくのであれば、固定の減免みたいなのは、今後はもちろんいろんな角度から考えていく必要があろうかと思いますが、現在のところはそういう防災の今の皆さん方の置かれている状況をしっかりとお伝え申し上げることから始まるのかなと思います。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 総務課長のほうより答弁いただきましたが、最後のほうの面で、家を建てるとかそういうふうなことも当然出てくるだろうと思いますが、私は一つ目に申しました少子化対策で、やはり空き家の活用みたいなのもぜひそこら辺に組み込んで、空き家が物すごくふえとるんですよね。やっぱり空き家は何とかして活用していくというふうなことを考えていただきたいなと思います。

それと警戒区域、特別警戒区域の指定が終わり次第、土砂災害のハザードマップをつくるということですが、先日の新聞紙上でも、その指定が県下全ての状況が出ていますが、県下で一番指定率が低い、おくらしているんですね、まんのう町が、これを見ますと。この土砂災害の危険区域や危険箇所、町長の最初の答弁の中で800カ所以上というのは828カ所あります。その中で284カ所しか、今、指定されていない。指定率34%です。マップ作成も、8市9町の中で10市町がマップ作成まで終わっております。まんのう町がそれだけおくらしているということです、このあたりも早急に取り組んでいただきたいなと思います。

それと、災害はさまざまな災害があるんですが、水害とかだったら、昨今、言われておるのが、外へ逃げるより垂直避難といいますか、2階に逃げるというのも一つの方法、その災害の状況によっていろんな避難の仕方があると思います。大規模な土砂災害とかになったらもう家ごとやられる可能性があるんで、それも無意味になるかもわかりませんが、そのあたりも住民のほうに啓発活動を十分にしていきたい。それと警報とかそういう場合も、当然空振りの場合も、先ほど課長のほうもおっしゃってましたが、あるということ承知の上で、そのあたりも住民に理解を求めていくということ、そして最後に、全国状況を見ておきますと、香川県、そしてまんのう町もそうですが、災害については瀬戸内ということもあるかもわかりませんが、比較的少ないという町である。災害に強い町としてアピールすることも大事なかなというふうに思いますので、そのあたりのことをお願いいたしまして、最後に少しだけ、今、私が申したことに対して答弁いただけましたら、それで質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

まんのう町が香川県下の中でもマップといいますか、指定のほうがおくれているというお話でございます。

この件につきましては、指定のほうは香川県のほうが指定をかけることになってまいるわけでございますが、今現在のところ、まんのう町全域にわたりまして土石流の危険箇所の調査はもう終わっております。琴南については地元説明まで進んでいると。あと仲南また満濃地区についてももう終わっておりますので、今度は地元も説明にも入っていくことになろうかと思えます。

またそれと並行して、地すべり調査というのも行うことになります。これも本年度中に実施をして、そして本年度中にできれば地元説明をして、その後、町の意見等をつけながら指定がされていくのかなということで、こういうことはできる限り急いで、住民の皆さんに安心といいますか、実情を知っていただく必要がございますので、県にもしっかりと御相談申し上げて、早目の対応をお願いしていきたいというふうに考えております。

それと、今、言われましたように、情報の発信でございますが、先ほどありましたように、エリアメールとかいろんな情報ツールを使って、皆さんのほうに、今、行っていると思います。お年寄りの方には音声告知という手段で行っておるわけですが、まんのう町は幸いにも全戸に音声告知がついているという、他の市町よりかそういう面では進んでいる町というふうに考えております。できる限りそういうふうなものを最大限活用させていただいて、少しでも避難勧告、避難の情報提供が速やかにできればいいかなというふうに考えております。

そしてまた、10月号の広報に予定を、今、しておるわけですが、避難勧告とか、住民がとるべき避難行動、これらの情報を10月の広報に載せる計画にしております。要は、住民の方がとるべき避難行動とはどういうことだということで、土石流が来るときには、先ほど田岡議員さん言われましたが、外に逃げるのではなく建物の2階、それも谷側というふうに、ある程度、今までの過去の経験値に基づいての指摘事項が結構ございます。こういうことを一つ一つ住民の皆さんができることをお伝えしていきながら、命、また財産を守っていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議員 わかりました。よろしくお願いします。

○関洋三議長 以上で、3番、田岡秀俊君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川西米希子議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

2番、川西米希子君、1番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

ロコモティブシンドローム対策、運動器症候群、略称ロコモについて質問をさせていた

できます。

いつまでも丈夫な足腰を維持したい、これは万人の願いです。近年、介護予防の観点からロコモティブシンドローム運動器症候群対策が注目をされています。ロコモとはまだ聞きなれない言葉だと思われる方もおいでだと思います。本日、最初の私の質問は携帯電話に関する質問ではありません。ロです、ロコモです。健康対策についての質問です。

ロコモティブとは骨や関節、筋肉、神経など、体を動かす組織全てを指す運動器の意味です。そこがうまく機能しなくなったのがロコモティブシンドロームで、略称ロコモと呼ばれています。骨や筋肉などの働きが衰えることで、寝たきりや要介護になる危険性がある状態のことです。これは2007年に日本整形学会によって提唱された概念です。2011年厚生労働省国民生活基礎調査によると、要支援や要介護になった原因は、1位、運動器疾患、ロコモです、23%。2位、脳血管障害22%、3位、認知症15%と発表されています。

人間の骨や筋肉の量は20から30代でピークを迎え、40代以降は加齢とともに減少していきます。特に女性はもともと筋力が弱いうえに、閉経後は女性ホルモンが減少することから、骨密度が急激に低下します。ロコモになる危険性は非常に高く、早目の対策が不可欠です。

現在、日本人の平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳を記録しています。一方で、健康で自立した日常生活を送れる期間を指す健康寿命は男性70.42歳、女性73.62歳であり、平均寿命との差は10から13歳程度です。10年から13年は介護が必要と考えられる期間です。介護を必要としないためにも健康寿命を平均寿命に限りなく近づけていくことが必要なのです。

メタボ、ロコモ、認知症は歩行障害がもたらす負の連鎖と言われ、介護を必要とせず、いつまでも健康で歩き続けられる健康寿命を延ばすためにも、ロコモを予防していくことが求められています。

しかし、ロコモの認知度はまだまだ低く、メタボ90%に比べてロコモは26.6%です。厚生労働省の国民の健康づくり健康21第1次の取り組みでは、メタボリックシンドローム内臓脂肪症候群、略称メタボの認知度は大きく国民の間に広がりました。次の健康対策としてロコモの認知度を2022年までに80%にふやすことを目標に掲げています。しかし、ただ言葉だけがひとり歩きしても意味がありません。言葉の正しい理解と予防対策を知ってもらうことが必要です。

日本整形外科学会では7つのロコチェックでロコモ予防を呼びかけております。片足立ちやスクワット等、ロコモを予防する運動を推進しています。それをロコモーショントレーニング、ロコトレといいます。壁や机などにつかまり、片足を床につけない程度に浮かせて、1分間ずつ1日3回の片足立ち等無理なく続けられる運動です。今、この運動が全国的に広がっており、各地で講習会などが開催されるなど、取り組みが広がっています。私の知るロコトレを行っている人も、どこでも簡単にできるので続けられる、立ち上がり

が楽になったと効果を語っています。ロコモは日本の新たな国民病と言われ、対策は早ければ早いほど効果的と言われています。若い世代からの取り組みが必要だということです。

そこで下記について質問をさせていただきます。

質問１、まんのう町としてロコモ対策の普及と啓発の取り組みについてどのように捉えておられるかお伺いいたします。

二つ目、運動機能の低下は４０代から始まると言われています。若い世代にもロコモ予防の大切さに気づいてもらうための啓発が必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。最初の質問は以上です。御答弁よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員のロコモティブシンドロームについての御質問にお答えいたします。

まず、まんのう町としてロコモ対策の普及と啓発の取り組みについてどのように考えているかとの御質問ですが、御指摘のように骨や筋肉、関節など運動器の障害のために歩行や日常生活に何らかの困難を来した状態を運動機能症候群、ロコモティブシンドロームといいます。高齢になりますと誰もが足腰が弱くなり、日常生活に支障を来することが多くなってきます。要支援や要介護が必要となり、最悪の場合、寝たきりになってしまう場合があります。

本町の対策といたしましては、健康増進課が健康教室や健康相談を実施する際、運動機能の低下や寝たきりにならないように、足腰の筋力を維持するための片足立ちやスクワットなどの筋肉トレーニングを取り入れております。そのときにロコモティブシンドロームという言葉の説明もしていますが、認知度はまだまだ低いのが現状でございます。

国が掲げる２１世紀における健康づくり運動健康日本２１の目標として、ロコモティブシンドロームを認知している国民の割合の増加が示されておりますので、今後は意識的に啓発し、ロコモの認知度を上げる対策が早急に求められていると考えています。

健康増進課ではロコモの認知度を上げる対策の一つとして、運動習慣をつけるとともに、ロコモの要素を取り入れたまんのう町独自の体操をつくっているところでございます。その体操ができましたら、行政告知放送でラジオ体操とあわせて各家庭で利用することにより運動する機会がふえ、ロコモ予防につながると考えております。

２番目の、若い世代にもロコモ予防の大切さに気づいてもらうための啓発が必要ではないかという御質問に対してお答えします。

うきうき教室など、高齢者を対象に介護予防を目的とした教室を実施していますが、高齢になってから気をつけるのではなく、若いときからロコモに関心を持って、ロコモ状態にならないように運動する習慣を身につけることがとても重要になってきます。このことは川西議員御指摘のとおりでございます。

先ほど説明しましたまんのう町独自の体操につきまして、若い世代からロコモ予防の大切さに気づいてもらうためにも、幼稚園や小中学校を初め、町内のいろいろな団体に協力

をお願いし、普及啓発に努めたいと考えております。

また、運動機能の低下を感じ始める40代、50代の働き盛りの世代には、ロコモに関心を持ってもらえるよう、より一層積極的に働きかけていく対策が必要と思っております。

気軽に運動ができるスポーツ施設としてはスポーツセンターまんのうがあり、地域開放教室が無料で利用できます。

また、満濃農村環境改善センター及び仲南支所のかんたんフィットネスは1カ月1,000円で利用できますので、ぜひ健康管理、ロコモ予防に御活用いただければと考えております。

メタボと同じようにロコモという言葉の流布は早いかもしれませんが、実際にロコモ予防する意識を高め、要介護状態になる住民を減少させることは非常に難しいことと思っております。しかしながら、超高齢化社会に向かう今こそ介護を必要とせず、いつまでも健康で生き生きとした生活を送り続けられる健康寿命を延ばすことが強く求められている時代ですので、ロコモの正しい理解と予防対策の普及、啓発を根気よく続けてまいります。

以上、川西議員の質問への答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁、ありがとうございました。

現在、まんのう町においても加齢に伴う身体機能の低下や強化に向けての体操、運動の取り組みがなされていることがわかりました。また、高齢者を中心とした多くの人が自分の健康増進に取り組んでいるということもわかりました。しかし、取り組みをさらにさらに広く進めていくために、ロコモという言葉が言葉の道具として使えるのではないかと思います。私は人の記憶に残る言葉、影響力のある言葉も存在すると思います。それを上手に使って健康意識を高めたのがメタボだと思います。私たち町民も高齢化社会に向けて自分の健康をなお一層自分で守っていかなければなりません。ロコモという言葉を広めるのが目的ではありません。あくまでも健康意識を高めるための手段の一つです。ロコモ対策やロコモ予防という簡単な言葉で、ぜひ健康意識を高めていただきたいと思います。

また、足腰が本格的に弱ってきたのを自覚してから運動するのではなく、予防が何よりも大事だと思います。ロコモは運動習慣を心がけたり、栄養に注意することで予防することができます。しかも運動と栄養に気をつけることは、脳卒中を引き起こすメタボリックシンドローム内臓脂肪症候群や認知症の予防も減らすことがわかってきております。まんのう町がこれから地域包括ケアシステムの構築の中で取り組む認知症対策とも大きく関係してくるのではないのでしょうか。ロコモ対策は高齢者対策だけではなく、予防対策として若い世代にも定着させていってください。まず、自分の体の状態を知ることが第一歩だと思います。

再質問をさせていただきます。町民健診にロコモ度テストを取り入れ、ロコモ、メタボ、骨粗しょう症の健診は一緒にするべきだと思いますが、どのようにお考えになりますか。

○関洋三議長 答弁、健康増進課長、奈良泰子君。

○奈良健康増進課長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

御指摘のようにロコモ、メタボ、骨粗しょう症の3つが一度にチェックできるのが理想的だと考えております。しかしながら、現在、5月、6月に集団で実施しています特定健診の際に、3種類の検査を一度に行うには人材の確保やスペースの状況を考えますと、たちまちの実施には少し困難があると言わざるを得ません。そこでロコモ度チェックと骨密度の2つを一緒に受けられる機会を設けていきたいと考えています。

毎年、3月に開催されています福祉健康祭りの会場で、今、骨密度をはかることができます。そのときに一緒にロコモ度を体験できるような対策を進めたいと思っています。

要支援や要介護状態にならないためにロコモ予防はとても重要なことですので、根気よく啓発を続けてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。大変に前向きな御答弁をいただいたと思っております。

要介護や寝たきり、認知症は本人だけではなく、家族や周囲の人にとっても大変に大きな問題です。もう遅いと諦めないことや、若いうちからの予防対策が必要です。香川県としても、健やかかがわ21ヘルスプランの中で啓発を通してロコモティブシンドロームの概念を広く県民に普及しますとしていますので、まんのう町としてもぜひ連動して、広報を初めいろいろな健康教室、イベント等を通じて、介護の主な原因を占めるロコモ対策の普及、啓発を進めていただきたいと強く要望いたします。最初の質問は以上でございます。

○関洋三議長 以上で、川西米希子君の1番目の質問を終わります。

続いて、川西米希子君の2番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 では、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、地域包括ケアシステムについてお尋ねいたします。

2025年をめどに、各自治体において整備されることが求められている地域包括ケアシステムの本町の取り組みについて質問をさせていただきます。

2025年の日本の姿は、戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代の方が75歳以上になり、人口の約5分の1を占める時代が訪れ、人類がまだ経験したことのない超高齢社会になるとされています。全世帯に占める高齢者のみの単身世帯及び高齢者夫婦のみの世帯の割合も約26%になると見られ、日常生活に介護が必要な認知症高齢者も470万人にも達するとの見込みです。

年々増加する社会保障、不足する介護の担い手、超高齢社会を見据えて、国において介護保険制度の改革が示されました。高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が送れるよう、一体的に医療や介護などの支援サービスが受けられる地域包括ケアシステムの整備を行うということです。そのためには医療、住まい、介護、介護予防、生活支援の5つの要素が一体的に提供される必要があるとされています。

これまでは要支援１、２の方には介護保険で個別給付が行われてきましたが、これからは地域包括ケアシステムの地域支援事業として、新しい介護予防や日常生活支援総合事業の中に組み込まれて支援が行われることになります。

地域包括ケアシステムは、具体的にはまず高齢者のプライバシーと尊厳が守られた住まいが基盤となります。そして心や体の能力の低下や経済、家族関係に変化があっても、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、ＮＰＯや自治体ボランティアが中心となった食事サービスや声かけ、見守り活動、介護予防や生活支援が図られることが必要です。

最も重要なことの一つに、このシステムの構築のためには新たな地域の支え合いの仕組みをつくっていかねばならない点が上げられます。

地域包括ケアシステムが掲げる理念は非の打ちどころのないすばらしいものだが現実への道のりは厳しい。成功の鍵を握るのは住民の支え合う力、つまり互助をどうやって強化させるかと言われる方もいます。

そして地域包括ケアシステムがしっかりと機能するための基盤となるのが、御近所ケアではないか。主役は制度ではなく住民一人一人、その意識改革から始めなければならないとも言われています。

病院や介護施設に限らず、地域全体が介護事業所として機能していくようにすることだと言われている医師もいます。

地域包括ケアシステムの整備は、高齢化の速度、家族構成などが地域によって異なることから、地域の特性に応じて整備、完了目標は２０２５年とされていますが、２０１５年から２０１７年の介護保険第６期計画は２０２５年を視野に入れたものを作成する必要があるとされています。

そこで、下記について質問をさせていただきます。

質問１点目です。まず初めに、介護保険制度改革に伴う地域包括ケアシステムに対するまんのう町の考え方について伺いいたします。まず１点目、質問させていただきます。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の地域包括ケアシステムについての御質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムに対するまんのう町の考え方についてでございますが、川西議員が御質問の中でお示しいただいたとおり、地域包括ケアシステムの意義、機能、期待される役割については議員と同様の認識を持っております。

厚生労働省は我が国における高齢者人口の推移を示す中で、今後、７５歳以上の人口は都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加するとしています。この推計では、２０２５年の６５歳以上の高齢者人口割合を３０．３％、７５歳以上の後期高齢者人口の割合を１８．１％としております。まんのう町では６５歳以上が３８．８％、７５歳以上が２３．１％となるものと推計されています。また、本年８月１日現在の住基人口では、６５歳以上が３３．１％、７５歳以上が１８．９％となっており、まんのう町は既に我が国の２０２５年の状況にあるといえます。

このことから、町としては地域包括ケアシステムの構築を急ぐ必要があるものと認識いたしております。特に、川西議員の御質問の中で、主役は制度ではなく住民一人一人、その意識改革から始めなければならないとの御指摘にもありましたとおり、新しい総合事業とあわせ、地域づくりの視点で取り組みが必要であると考えております。住民一人一人が地域で生きがいを持って安心して暮らし続けることができる地域社会を構築するかという課題に取り組むことであると考えております。

また、高齢者であっても地域包括ケアシステムでは地域づくりの支援者となり、自助、互助、共助、公助と、それぞれの役割を最大限生かし、持続性を持った秩序ある制度の構築を目指したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 では、再質問をさせていただきます。御答弁ありがとうございます。町長さんの御答弁の中にも、システムの構築は急ぐ必要があると、このように答弁があったと思います。

そこで、お伺いさせていただきます。

調査と分析、また職員の人材育成と体制整備についてはどのようにお考えなのか、この点、お伺いさせていただきます。

質問の最初です。

地域に合った介護予防や生活支援を進めるに当たっては、実態調査と課題やニーズの把握が必要です。まんのう町においても日常生活圏域高齢者ニーズ調査が実施されました。この結果から、本町のどのような課題が浮かび上がってきたのでしょうか。調査と分析についてお伺いいたします。

2点目です。職員の人材育成と体制整備についてお伺いいたします。

地域包括ケアシステムは医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供できるよう、地域に合ったシステムをいかに築くかです。市町村の力量が問われるものとなります。システム構築に向けて人材育成と町職員の体制整備が必要と考えます。私はこれからが大事な時期ですので、短期間でシステム構築にかかわる職員が変わらないようにすべきだと考えます。保健福祉系の担当者の中から2025年を見据えたプロジェクトチームを組んで、課題の整理から始めることが第一歩だと考えますが、町の体制整備と人材育成についてのお考えをお伺いいたします。

(大西豊議員着席 午後1時49分)

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の再質問にお答えします。

日常生活圏域ニーズ調査の結果に基づく本町における課題でございますが、まず、この調査は、平成25年12月1日現在で65歳以上の自立高齢者及び要介護等認定者の方から無作為により抽出した1,000名を対象に調査いたしました。回収状況は自立高齢者からは80.8%、要介護等認定者からは75.8%となっております。

特徴的な傾向としては、介護、介助する側の約半数が65歳以上であり、いわゆる老々

介護の状況にある。

経済的に多くの方が年金に頼っており、約６割の方が暮らしが苦しい、もしくはやや苦しい。

約９割の方が一戸建てに住んでおり、約３割の方が高齢者のみの世帯であり、介護保険とは直接関係はありませんが、今後、空き家がふえることが懸念されます。

外出する際の移動手段では、自動車を自分で運転、自動車に乗せてもらうを合わせると約８割の方が自動車に頼っております。

社会参加に関する質問で、趣味、教養サークル、老人クラブ等の活動に約７割の方が参加していないなどが挙げられます。

一般的な事項として、みずからの健康や身体能力の低下に伴う生活不安のほか、限られた年金での生活、自動車が利用できなくなったときの買い物や通院など移動手段の確保等、少なからず日常生活に不安を持って暮らしていることがうかがわれます。

一方で、社会参加も限られていることから、多様な交流を行う居場所づくりや見守り、見守られる地域づくりの必要性が分析により明らかになっております。

また、自立高齢者と要介護等認定者の比較では、明らかに要介護等認定者が健康、身体ともに不安を抱えているほか、外出を含めた日常生活での不便を感じていることが見てとれます。このことから、介護予防事業を推進し健康寿命を延伸することが求められております。

また、今後、高齢者も地域包括ケアシステムにおける自助としてのセルフケアに加え、支援されつつ支援するといった互助については、ボランティア活動や住民組織活動の支援者になるという役割が求められております。

しかし、調査では、見守りが必要な高齢者を支援する活動と介護が必要な高齢者を支援する活動に約８割以上の方が参加されていないという結果となっています。

今後、いつまでも元気に地域で暮らしていくためにも、高齢者担い手側で活躍される仕組みが必要と考えております。

次に、人材育成と体制整備でございますが、まず地域包括ケアシステムの構築に当たって町が早急に検討しなければならない重要な事項として、生活支援、介護予防の基盤整備を急ぐためにも、PDCAサイクルにのっとりた地域包括ケアシステム構築のプロセスを固める必要があり、並行して新しい総合事業における介護予防、生活支援サービス事業及び一般介護予防事業も取り組まなければなりません。これら業務を円滑に遂行するためには、保健師等の専門職が担うところが多くなってくるものと思われます。

本年度４月より認定調査員の充実を図り、保健師、主任介護支援専門員の負担を軽減させるとともに、福祉保険課と健康増進課に保健師を増員し、今後、想定される業務を弾力的に対応することが可能となるよう体制整備を進めてまいります。

議員御提案の２０２５年を見据えたプロジェクトチームについては、地域包括ケアシステムの構築を地域づくりの一環と位置づけ、地域ケア会議における多職種連携・協働によ

るケアマネジメント支援などの連携を通じ、プロジェクトチームの設置を検討したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。御答弁いただきました。

人材育成と体制整備ということで、プロジェクトチームを多職種でというお話でしたけれども、多職種というのは非常に専門用語もたくさん出てきますので、職種が変われば専門用語から勉強しなければならないという、大変に困難な作業も待っているのではないかと思います。この点もしっかりと取り組んでいただけたらと思っております。

再質問です。

まんのう町においても地域包括ケアセンターがあり、社会福祉協議会を中心とした高齢者を支える制度等があります。また、まんのう町の高齢者サービスガイドの中にも、たくさんの制度が示されております。

民生委員の方々を初め、多くの方が高齢者を支えることに尽力をしてくださっております。私も承知しております。身近な地域でのいきいきふれあいサロンや生きがいデイサービスも、高齢者の皆様の大きな楽しみになっている事業であります。高い評価を得ていると思っております。

これからの施策の一つとして、多様なサービスの担い手と地域力の活用について具体的にどのようにお考えなのか、私の考えもここで述べさせていただきまして、その点についてお考えを示していただけたらと思っております。

再々質問です。

1番、多様なサービスの担い手の育成と登用ということで、高齢者本人が生きがいを持って、その人らしい生活を住みなれた地域で可能な限り営むことができるようにシステムを構築していかなければなりません。そのためには地域におけるさまざまな社会資源の活用や連携、予防対策と、生活支援を適切に組み合わせた仕組みづくりが重要です。介護予防と生活支援については自治体の判断と裁量によることから、自治体の積極的な取り組みが求められていますが、現在の町にある社会資源だけでは、今後、必要とされる支援が支え切れるものではないと思います。自治会の御協力を得ることはもちろんですが、私はこれらを支えるNPO法人の立ち上げや、民間企業、またお元気な高齢者をも対象とした人材確保、高齢者ボランティアポイント制度も必要と考えます。多様なサービスの担い手についてはどのようにお考えでしょうか。これが1点目です。

2点目です。地域力による地域の茶の間づくり、コミュニティサロンについてお伺いさせていただきます。

現行の通所介護から移行される受け皿の一つとして、コミュニティサロン、住民主体の活動、交流の場づくりが上げられていますが、私は少子高齢化社会に対応して、人と人がつながり個人と地域がつながる地域の居場所づくりが必要になってきているのではないかと感じています。あらかじめ決められた特定のサービスを提供する施設ではなく、年齢

に関係なく誰もが自由に出入りできる地域の小さな交流拠点という性質を持つ場所です。全国的には地域の茶の間、町の居場所、縁側、コミュニティカフェなど、さまざまな名称と形態で広がっています。年齢に関係なく誰もが利用できる、いつでも立ち寄れていつでも帰ることができる、時間を自由に過ごすことができる、お茶を飲んだり食事もできる、気が向けば歩いていけるところにこのような場所がある、このことが楽しさや生きがい、体を動かすこと、生活のめり張り、閉じこもり防止にもつながるのではないのでしょうか。何らかの形で近隣の人との接点を持つことで触れ合いが生まれ、日々の触れ合いの積み重ねで支え合いの土壌も培われてくるのではないかと思います。場所も地域の空き家であったり、個人のお宅の一角であったりと、さまざまにいいと思います。町内の小さな単位に地域主体の茶の間づくり、町は住民の自主的、自発的活動意欲を具体化するための調整や後押しだけを行う。以前より、町内の方からこのような場所があればいいですねというお声もいただいておりますが、このような地域力による地域の茶の間づくりについてはどのようにお考えになりますか。以上です。御答弁よろしくをお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。 （白川年男議員着席 午後2時00分）

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1番目の、多様なサービスの担い手の育成と登用についてお答え申し上げます。

厚生労働省が示す地域包括ケアシステムの構築における生活支援、介護予防に対する考え方は、議員の御質問でお示しいただいた内容と町においても変わるものではございません。多様なサービスの担い手の確保については、町としてもボランティア等に費やせる時間や豊富な経験を有する人材を発掘するとともに、多職種で構成する担い手ネットワークの構築が必要と考えております。このような担い手を安定的に確保し、活動の場を適切に提供するには、担い手ネットワークをマネジメントする組織の存在が不可欠となりますが、NPO法人等による組織的な取り組みに大いに期待するものでございます。

そこで厚生労働省が示すところのボランティア、民間企業、NPO、協同組合、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築に当たって、介護ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助、互助の組み合わせ、生活支援コーディネーター、地域支えあい推進員の配置などの支援を検討してまいりたいと考えております。

先ほど答弁にもありましたように、高齢者が支援されつつ支援するといった互助を推進するためのインセンティブとして、議員御指摘の高齢者ボランティアポイント制度の導入をNPO法人等の活用とあわせて検討したいと考えております。

2番目の地域力による地域の茶の間づくり、コミュニティサロンについてでございますが、現在、町では介護保険事業の一環として、町社会福祉協議会に委託し、いきいきふれあいサロンを行っています。また、町社会福祉協議会による小地域サロン、地域活動としては地区社協による多様な活動が行われております。

さて、議員により御提言いただきました地域力による地域の茶の間づくりでございます

が、地域では長らく集落を単位に、農業や祭事等における共同として行う行事等、また冠婚葬祭等を通じ、集落内の互助が成立し、このような環境において人と人、家と家が家庭内や集落内で関係性を維持されていました。そして家庭や地域での役割や居場所も確保されていたものと考えます。

今日、社会の変化とともに地域内での関係性が希薄化する中で、議員の御発言にもありますように地域主体の茶の間づくりに取り組むことは意義深いものと考えております。

また、町は町民の自主的、自発的活動意欲を具体化するための後押し役という考え方も、これからの行政運営の基本的な方向性と考えます。

それでは、町がいかにコーディネーター役として地域力による茶の間づくりを実現するかが課題となります。1番目の多様なサービスの担い手の育成にもかかわるところもありますが、まずは既存事業や地域資源を整理し、プロセスを固め、プレイヤーとなる人材を確保することから始まるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。人材の確保が何よりも大切であると御答弁があったと、私もそのとおりだと思っております。ぜひ人材の育成に力を入れていていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今回の地域包括ケアシステムの整備の中に認知症施策の推進も盛り込まれています。国では、2010年に280万人だった認知症患者は、超高齢社会になる2025年には470万人に達すると推計をしております。認知症の鍵は早期からの適切な診断と対応です。ケアシステムの整備では、認知症になっても地域で安心して暮らせる環境づくりが求められており、初期段階に本人や家族を支える基盤づくりを担う認知症初期集中支援チームの設置等も必要となっています。認知症施策第6期の介護保険事業計画の中にどこまで入れられるのかお尋ねしたいと思います。

質問させていただきます。

現在、本町が取り組んでいる認知症対策としてどのようなことが実施されているのかお尋ねいたします。

2点目、本町における2025年までの認知症高齢者の推移はどのように予想されているのかお尋ねいたします。

続きまして、地域支援事業として認知症施策が第6期事業計画にどこまで入れられるのか、今後の見通しについてお尋ねいたします。7点ほどお尋ねをいたします。

1点目、認知症初期集中支援チームの設置運営、2、認知症地域支援促進員の配置、3、認知症疾患専門医療機関との連携、4、認知症カフェなどの認知症ケア向上推進事業、5、認知症サポーターやキャラバンメイトの要請、6、徘徊SOSネットワークなどの住民のネットワークづくり、7、生活支援コーディネーターの配置。

最後に、高齢者に認知症チェックリスト等を広く普及させていくべきではないのかと思

いますが、どのようにお考えになるのか、このことについてもお尋ねさせていただきたいと思います。

認知症と早い段階で向き合うことができれば、適切な処置によって症状の改善や、より本人や家族の意向に沿った形で、その後の生活に備えることができるのではないかと思います。以上、ちょっと質問が多いので大変申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 担当、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 認知症対策についてお答え申し上げます。

1 番目の認知症対策でございますが、まず介護認定に基づく介護保険給付として行われます認知症対策、それから認知症を予防する対策、認知症を正しく理解し支援する対策等がございます。

認知症を正しく理解し予防や支援を行う対策として、現在、高齢者学級等を通じて私も職員が出向きまして、認知症予防対策に関します講演を行っております。また、町行政告知放送を活用いたしました認知症の啓発を行っております。

先ほど、川西議員からの御指摘がありました認知症サポーターキャラバンメイトの養成、家族への支援といたしまして相談事業等を行っているところでございます。

また、認知症による徘徊対策といたしましてGPSを貸し出しいたしております。実績といたしましては、現在のところございません。

町といたしましては、認知症を正しく理解し、予防と早期の発見、地域での支援を優先に対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2025年までの認知症高齢者の推移でございますが、国立社会保障・人口問題研究所によります人口推計、2013年の厚生労働省研究班によります年齢別認知症割合。

〔「読まんと、丁寧に答えまい。何か読んみよるだけや、それやったら。丁寧に答えて・・・」
と呼ぶ者あり〕

○川田福祉保険課長 言い間違いがあっても困りますので、原稿を読ませていただきます。

町の介護認定者に占める認知症自立ランク割合に基づき推計を行いました。その結果として、認知症高齢者の総数が1,755名、そのうち軽度だが介護を要するとされるランク3、430名、専門医療を要する等、重度とされる4、5ランクが237名と推計をいたしております。

2 番目の地域支援事業として認知症施策が第6期介護保険事業計画にどこまで入れられるのかという御質問でございますが、今後の見通しはいかにという御質問でございます。厚生労働省認知症施策推進5カ年計画では、これまでの事後的な対応が主眼であったものを、今後、目標とすべきものとして、危険の発生を防ぐ早期、事前的な対応にということに基本施策を置くとされています。

また、認知症施策を推進するため介護保険法の地域支援事業に位置づけるとし、認知症

初期集中支援チームと認知症地域支援員は、地域包括支援センター等に設置または配置するとされています。

認知症初期集中支援チームは医師、医療系職員、介護系職員で構成し、認知症地域支援員は保健師、看護師等が担うこととなっております。専門医を除きまして、現地域包括支援センターの人員をもって充てることになります。第6期計画での設置、配置につきましては、人材の確保、育成が不可欠であります。策定委員会等の意見を聞きながら準備を、今後、進めてまいりたいと考えております。

次に、認知症疾患専門医療機関でございますが、こちらにつきましては中讃圏域では坂出市にございます回生病院が認知症疾患医療センターに指定されております。県、圏域内の医師会、医療機関、各市町の地域包括支援センター等で構成されます連絡協議会の開催、また各市町地域包括支援センター、県、回生病院の担当で構成いたします連携担当者が開催されております。今後とも認知症患者医療センターを核に認知症専門医療機関と地域包括支援センターの連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、認知症カフェなどの認知症ケア向上推進事業でございますが、現在の家族介護者交流事業におけます介護家族のつどいを活用するほか、認知症ケアの向上を検討してまいります。

現在、認知症サポーター615名、キャラバンメイト9名となっております。認知症サポーターにはこのようなリングをお渡ししておりますので、リングをつけていればサポーターだなということが認識できるようになってございます。今後とも、認知症サポーター養成講座の開催、県が行いますキャラバンメイトの養成講座への受講を推進してまいりたいと考えております。

また、徘徊SOSネットワークなど住民のネットワークづくりでございますが、生活に係る身近な商店、事業所、訪問系事業従事者に認知症サポーターの養成講座を受けていただくというのも一つの考え方と考えておりますので、その辺の方にも、今後、勧めてまいりたいと考えております。

今後、集落での見守り事業に地域の方々に参画していただくとともに、警察、消防といった公的機関とのネットワークも、今後、進めてまいりたいと考えております。

生活支援コーディネーターの配置の件でございますが、高齢者が地域での生活を継続するためには、多様な生活支援ニーズに対応した多様なサービスを地域で整備することが必要とされてございます。地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行うコーディネーターの存在が重要とされております。生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実、強化を、今後、図っていき、実効性を確保したいと考えております。

今後の国のコーディネーター養成等の状況を踏まえつつ、策定員会におけます審議をお願いし、第6期計画期間におけますコーディネーターの設置に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

次、3番目になりますが、認知症自己チェックリスト等を広く普及させていくべきでは

ないかとの御質問でございますが、みずから認知症チェックを行っていただくためには、まず第一に認知症というものを正しく理解されることが極めて重要でございます。そこで認知症リスクが本人、家族、また地域にある問題ということを認識していただくことが大変重要かと考えます。そこで認知症リスクを知っていただきまして、それから認知症チェックに至るものと考えております。まずは、自助、自己管理、セルフケアの中で取り組んでいただくと同時に、私どももチェックリストの提供を、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、御存じのとおり、介護予防、日常生活支援総合事業では、対象者について従来の要支援認定のほか、基本チェックリストで判断することとなっております。その機会に認知症施策のサービスの利用を勧奨、お勧めすることも有効な方法と考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。一度にたくさんの質問をしてしまいましたので、たくさんの御答弁をいただきまして、十分に聞き取れてないところもありますけれども、質問させていただきます。

認知症疾患専門医療機関との連携というところで、御答弁の中に回生病院との連携と言われましたけれども、認知症患者の数からいけば、回生病院だけで本当に対応できるのかと、このように思いますけれども、この点についてどのようにお考えになりますか。本当に1機関しかないものなのか、もっとほかの医療機関、専門医もいるとするならば、そことも連携がとれないものなのかと、このように考えますが、これがちょっと一点お伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 香川県で医療機関6機関指定してございます。中讃、高松圏域とか、各ブロック6地区で1病院でございます。また、このブロック内には認知症の専門の先生はいらっしゃいますので、それとまた違った観点で、認知症にかかわる県でございますとか自治体でございますとか、医師等が認知症対策について協議する、連携する場でございますので、川西議員が御心配されておりました認知症を専門とする圏域内のお医者さんとはまた違った形で、今後、地域ケア会議等に御参画いただくとかという形で対応できるのかと考えております。ですので、先ほど申し上げました回生病院は、あくまでもブロックの中での担当者の連携の会議というふうに御理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 認知症の専門医を育成していくということは、国のほうでも国の課題の一つに上げております。これは国の施策でもありますけれども、まんのう町としてもしっかりと情報収集して、認知症で本当に悩んでいる方に、このような専門医療機関がありますよというような情報提供がいち早くできるような情報の収集はぜひ積極的にしてい

ただきたいと思います。

質問をさせていただきます。

認知症の事故チェックリストについてなんですけれども、今後、検討していくと、このように言われましたけれども、自治体によってはいち早くこのチェックリストはインターネットで、町、または市のホームページほうに立ち上げて見ることができるというような体制もとっているところがありますので、今から検討と言われましたけれども、こういうことはいち早く取り入れていただきたいと。何よりも早期の発見、また早期の治療、そうしたものが必要ではないのかと、このように思います。この点について、もう一度、御答弁いただきたいと思います。

○関洋三議長 再答弁、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 基本チェックリストで、まず今回の地域支援事業の中で地域支援事業に該当されるか、一般介護サービスに振り分ける際に、その基本チェックリストの中にも３点ほど認知症の部分がございますので、そのチェックの際に、今、川西議員さんおっしゃっていただいたような認知症のチェックリストをまた御提示するというか、認知症のいろんなサービスを御提案するというのが一点かと思っておりましたが、もう一点、川西議員より御指摘ありました、他の団体で既にチェックリストを公開しているところもございます。そのようなチェックリストを参考にさせていただきながら、今後、作成といいますか、そういうことについて提案できるような形で進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思っております。以上です。

○関洋三議長 再質問、２番、川西米希子君。

○川西米希子議員 地域包括ケアシステムは高齢者だけの仕組みではなく、障害者や子育てなど、地域支援が必要な人に総合的に支援していく共生のまちづくりだと言われております。必要な人に必要な支援が速やかに行き届くような仕組みを望むものです。しかし、それとあわせて、今後は新たなまちづくりのために、私たち一人一人が支える側に立つとの意識もしっかりと持って、自分には何ができるのかを考えていかなければならないときが来ているとも感じております。

最後に質問をさせていただきたいと思います。

地域包括ケアシステムを整備するに当たっては、要支援１、２の方は介護保険個別給付から市町村の地域支援事業に移行、これは第６期計画の最後の年、２０１７年末までに取り組むとありますけれども、財源の確保も大変に気になるところであります。その点も含めまして、近隣の市町村との連携や役割分担などの検討ということは、今後、考えられるでしょうかということで質問させていただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁、担当課、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 川西議員御指摘の、このたびの医療介護整備法の中で介護保険法の一部が改正されまして、要支援１と２につきましては、今までの介護給付から地域支援事業に移行されることになってございます。この期限が国の示すところでございますと、

平成29年4月からは全国の自治体でやりなさいというふうに決まっております。その3年間にいかに地域支援事業を充実させるかというのが私どもの課題と考えております。それも早急に対応する必要があるというのも認識しております。今、川西議員さんの御提案の近隣市町で連携するということは大変有効かと考えております。特に、介護施設につきましても、圏域を越えた利用ができるような状況になってございますので、その辺の連携も図りつつ進めたいと考えておりますが、まずこの問題はまんのう町、私どもの町の問題ということで考えてまして、地域づくりも含めまして取り組まなければならないということを先ほど町長も申し上げましたとおり、介護保険事業だけでは全てが解決できると思っております。特に認知症につきましては、先ほど川西議員さんからも御指摘がありましたように、今後、ふえてまいりまして、地域の課題というふうに捉えるとともに、対策を練っていかねばならないと考えておりますので、他市町との連携も、今後、相手さんがあることでございますので、まさしく検討になりますが、検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。地域包括ケアシステムを構築していくに当たっては大変な作業も待っていると思いますし、予算も必要となります。どうかしっかりと取り組みいただきまして、また私たち町民が何をなすべきかということもしっかりとお示しいただいてお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。以上でございます。

○関洋三議長 以上で、2番、川西米希子君の発言は全て終わりました。
休憩いたします。議場の時計で2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午前 2時35分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。
引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、12番、松下一美が通告に基づきまして、満濃中学校の問題点について町長のお考えをお伺いいたします。

まず1番目にアリーナの雨漏りについてであります。

2番目に、武道場の北側の壁面のクラックについて。

3番目に、校舎及びスポーツセンター等、東側道路町道杉の上林線より低いように思われますが、集中豪雨などによる浸水のおそれがないのか。

まず、アリーナの雨漏りについてであります。アリーナにつきましては、壁面の無断変更により、6月6日のPFI特別委員会におきまして、町長が本日より大成建設を12カ月間の指名停止処分としたところではありますが、7月14日のPFI特別委員会の大成建設株式会社の四国支店長を初め参考人招致におきまして、無断変更、またずさんな現場

管理等をただすも、まことに申しわけありませんの一点張りで、誠意の一端も見られなかったと思います。

7月2日付で大成建設より町民を初め議会にも多大な御心配と迷惑をかけておりますとのおわびの文が参っておりますが、本件の問題が皆さんの満足のいくよう、一日も早く解決されるべく全力を尽くしてまいります。そして誠心誠意対応し、問題解決に向け全面的に協力し、調査、改修費用も全額負担すると一歩前進したかに思われましたが、8月11日のPFI特別委員会におきまして、雨漏りの報告がありました。そして19日、まんでんがんパートナーズの合同調査の日に私も一緒に見て回りましたが、28億8,000万円余りの予算のもと建設されましたが、1年足らずで雨漏りがするようでは、施工ミスばかりでなく設計そのものにも問題があるのではないのかと思われませんが、今後、どのようにされるのか町長のお考えをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの満濃中学校の問題点を問うの御質問にお答えいたします。

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業において整備されましたまんのう町立満濃中学校、スポーツセンターまんのう、町立図書館の建物におきましては、昨年4月の使用開始直後からさまざまなふぐあいが発生しており、議会を初め住民の皆様にご心配をおかけしていますこと、改めておわび申し上げます。

6月議会においてお伝えいたしましたとおり、香川県知事より今回の建物については建築基準法上の構造関係規定に適合しているという安全性についての報告がございました。今般、その安全性を早急に確認すべく、建物の調査、診断を専門に行っております一般財団法人日本建築総合試験所に香川県が安全性の確認に用いた竣工図と現場の建物との整合調査を委託し、6月より実施いたしておりました。

この調査につきましては間もなく結果が報告されてまいりますので、9月20日には町民の皆様に対し御報告ができるよう準備をいたしておるところでございます。

今後につきましては、今回の調査結果、また、議会の御尽力により、NPO法人高知社会基盤システム研究センター、草柳理事長に調査を行っていただきました結果、あるいはPFI事業者により実施されております竣工図面と現場の建物との詳細な整合調査の結果を踏まえ、建築や契約の専門家、弁護士らで組織される第三者委員会の設置を早急に行い、公正中立の立場での進言、意見をいただきたいと考えております。

第三者委員会の進言、意見を参考に、建物に対する問題解決を早期に図り、本PFI事業の今後25年の長期間にわたる建物の維持管理、スポーツセンターまんのうと町立図書館運営がスムーズに行えるようにいたしたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

さて、最初の御質問についてでございます。

昨年の10月台風27号の影響により、また先月10日には台風雨風11号の影響による暴風雨により、スポーツセンターまんのうのアリーナで雨漏りが発生いたしました。こ

れにつきましては、設計上の問題を含めまして原因を調査させるとともに、修繕方法について報告するようPFI事業者に指示いたしておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

2つ目の質問でございますが、武道場北側でございますドライエリアの壁面クラックにつきましても、雨漏り同様、まずはPFI事業者から原因と対策について報告させ、修繕の必要性などを検討し、建物あるいは将来の維持管理に影響が出ないように対処したいと考えております。

また、武道場は半地下に位置しておりますため、若干風通しが悪い状況でございます。部活動などで使用する際には、ドライエリア側の窓を開放するなどして、できるだけ風の通りを確保してございます。

次に、集中豪雨などによる校舎への浸水の心配でございます。ことしの夏は例年になく雨が多い天候でございました。また、近年、頻繁に報道されるゲリラ豪雨の発生につきましても身近に感じられるようになり、松下議員におかれましても御心配をされておることと存じます。

満濃中学校の改築に当たりましては、周辺への排水による影響を極力少なくするために、敷地の約4割に当たる面積の排水につきまして、関係水利組合の御協力、御理解を得ながら、満濃池土地改良区の管理する土器川左岸幹線水路に排水する計画とさせていただきました。雨水排水管の工事が平成25年度に完了し、現在は、先ほど申し上げました土器川左岸幹線水路を通じ、大雨の際には土器川へ流れ込むようになってございます。

また、中学校敷地、運動場の西側及び北側につきましては隣接水路が低くあり、大雨による中学校への被害はないであろうと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、12番、松下一美君。

○松下一美議員 町長は1点目、2点目、一緒に御答弁いただきましたが、それでは1点目、2点目につきましては、町長の答えの中でよかったんでないかと思っております。

それでは3点目の、校舎を初めスポーツセンター等全体が東側の町道杉の上林線より相当低いように思われますが、なぜこのように、もとの敷地よりはかなり低くなっているのではないかと思われますが、この点についてはどういうお考えでああいうようになられたんでしょうか。

○関洋三議長 答弁調整いたしますので、ちょっと休憩にいたします。そしたら議場の時計でちょうど3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

答弁、担当課、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、グラウンドの高さでございすけれども、施工前の高さでございすが92.08でございす。これが旧の高さ、庁舎があったところの高さになりますけれども、グラウンドの真ん中でございす。今、でき上がりが92.125、4センチほど上がったということになります。それにあわせまして、東西においての勾配を配慮しておるということでございす。

ちなみにサブグラウンドにつきましては、70センチほど上がってございす。それと現在の庁舎棟でございすけれども、この高さにつきましては、県道からの出入りということでの高さの設定をしておるということでございす。その関係で若干東西の高さの調整が入ったということで下がったところもありますし、上がったところというのもございました。ですから東面におきまして、運動場の北の端については52センチほど下がりました。西の角っこでございすが、そこについては63センチと。大体勾配はありますが、レベルといいますか、水の流れの関係での高さの調整となつてございす。以上でございす。

○関洋三議長 再質問、12番、松下一美君。

○松下一美議員 途中でありましたので、質問を続けさせていただけたらと思つております。

今の東側の入り口から見ますと、約90センチぐらいは道路部分より下がっているのではないかとと思つております。そしてまた、最近、集中豪雨が多発しておりますが、1時間雨量が100ミリを超えるというところが全国で10カ所にも及んでおります。そしてまた長崎におきましては時間雨量が153ミリと、今現在の用水路の設計におきまして、大体、聞くところでは50ミリ対応が限界でないと言われております。満濃中学校及びまんのう町の上流域におきましては、1,540万トンの満濃池、そしてまた32万トンの備中地池、そしてまた96万トンにも及ぶ亀越池と、いずれも大きなため池であります。土堰堤でありますので、将来、予想されるであろう南海トラフの巨大地震において、そういう心配もされるところであります。

また、不安をあおるわけではありませんが、ハザードマップによりますと、もし満濃池がというときには、15分程度で到達するのでないかとハザードマップでは出ております。

そしてまた町立図書館におきましては、水位が2メートルぐらい上がるのではないかと、部分的には4メートルということも言われております。そういう中で、被災者の住民の、そして避難場所にもなり得るところは、今のスポーツセンターまんのうの建物でないかとと思つております。先ほどのグラウンド全体も低いように思われますが、その点についてのお伺いであります。であれば、できましたら、そこら辺も考慮に入れておいでですか。

○関洋三議長 答弁、担当課として学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

高さにつきましては、そういったことも加味しての業者さんからの提案に基づいた設計

となってございますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに西側、川沿いのほうですが、田んぼも低くということになっております。それよりは上がってございますので、その点、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、12番、松下一美君。

○松下一美議員 いろいろと、今、答弁もありましたけれども、いずれにいたしても、住民の避難場所でもあるべきところでありますので、防災マニュアルも、今、総務課において作成されておるそうであります。今後、十分に対応、対策をとっていただくようお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○関洋三議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、白川正樹君。

○白川正樹議員 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

災害協定の締結についての質問です。

まんのう町はことし4月に大規模災害発生時の医療活動を円滑に行うために、仲多度南部医師会琴平町支部、仲多度南部医師会まんのう町支部、仲多度郡歯科医師会琴平町支部、仲多度郡歯科医師会まんのう町支部、善通寺市仲多度郡薬剤師会、仲多度南部消防組合消防本部の6機関と災害時の医療救護活動に関する協定を締結しました。

この協定は地震や台風などで大規模災害が発生した場合、まんのう町、琴平町両町の医療機関の状況を把握しながら相互に連携し合い、けが人や病人に対する診療や応急処置、衛生指導などを実施するためだそうです。

また平成25年7月には、まんのう町建設業協同組合ほかの建設業関係2団体とまんのう町の管理する公共土木施設等において、地震災害、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合の応急対策の実施に関し協定を結んでいます。

また、平成24年12月には、まんのう町上下水道工事業協同組合と災害発生時における上下水道施設の応急復旧活動及び給水活動に関し協定を結んでいます。

先月の20日に広島県で発生した豪雨による大規模な土砂災害で多くの人が亡くなり、今も避難所で生活している人が多くいます。広島で起きたような豪雨災害はどこにでも起こると思います。10年前、まんのう町も平成16年に満濃地区の長尾で集中豪雨により災害が起きています。

町は災害時の医療救護活動に関する協定や災害時の応急対策の実施に関する協定、災害時の上下水道施設の応急復旧に関する協定等を結んでいます。

そこで、災害時の避難場所の協定について質問いたします。具体的で身近な質問だと思いますので、よろしくお願いいたします。

寝たきりや車椅子などの介護状態になっても、施設ではなく住みなれた自宅で家族の世話を受けている方は、災害時の避難場所で健康な人と同じように過ごせるとは到底思われません。町内の施設で満濃荘とか仲南荘、やすらぎ荘などは、寝たきりや車椅子の方の世

話をしていると思います。このような施設と災害が起こった場合の避難場所の一時受け入れ先として協定を結んではどうかと思います。ちなみに仲南荘の近くの帆山自治会は、自治会単位で協定を結んでいるそうです。お願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員の災害協定の締結についての御質問にお答えいたします。

災害が発生し、またはそのおそれがある場合に、災害救助法に基づき都道府県またはその委任を受けた市区町村は避難所を開設し、住民の避難を受け入れることとなります。議員の御質問にもありますように、避難所には要介護者やその家族も避難されてきます。身体状況等により緊急に入院加療が必要な方々については病院への緊急入院、介護が必要な方は介護施設でのショートステイ、緊急入所等の措置により対応することとなります。

また、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な要支援者につきましては、2次避難所として福祉避難所を開設し対応することとなります。

福祉避難所の設置及び運営につきましては内閣府よりガイドラインが示されており、平常時における取り組みとして次の8点が示されております。

1番、福祉避難所の対象となる方とその方の現況等の把握、2番、福祉避難所の指定、3番、福祉避難所の周知、4番、福祉避難所の整備、5番、物資、機材、人材、移送手段の確保、6番、社会福祉施設、医療機関との連携、7番、福祉避難所の運営体制の事前整備、8番、福祉避難所の設置、運営訓練等の実施、また、災害時における取り組みとして福祉避難所の開設、運営体制の整備、活動支援、要支援者の支援が示されております。

町では入所施設のある介護事業所の代表者と町担当者とで構成する福祉避難所の指定に向けた研究会を立ち上げ、国のガイドラインに沿った福祉避難所の運営のほか、まんのう町の地域性等を十分に反映されたものになるよう協議を進めております。

現段階では町内の介護老人施設、介護老人保健施設、特定施設の指定を視野に準備を進めておるところではありますが、まんのう町地域防災計画の改定時期、また当該施設管理者との間で十分な調整が整った段階で、福祉避難所の指定に関する協定書の締結を行いたいと考えております。

白川正樹議員におかれましても、災害時における避難所運営に理解、御協力賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○関洋三議長 再質問、6番、白川正樹君。

○白川正樹議員 社協だよりの2012年9月発行の第25号にも載っているんですけども、災害時に1人で避難が困難な方はあらかじめ必要な情報を登録して、災害発生初期に安否確認や早期避難について避難支援員が協力する災害時要援護者登録制度を活用してくださいとあります。

また、災害が発生したとき、危険を察知したり状況を判断することや、自力で避難が困難な在宅の方を、あらかじめ決められた条件に該当する災害時要援護者に対して安否確認

や避難場所への誘導をしますとあります。いい制度だとは思いますが、これ、安全な避難場所として今の福祉施設とか、そういうところへ協定を早く結んでもらいたいと思います。

きのう、委員長報告の中にも、今のところ町内に指定はないと。今後、話し合いをしていくという答弁があったんですけども、早急に協定を結んで、家で介護している人は、同じように体育館とか公民館とかという避難場所では、健常者と同じような対応はできないと思いますので、早い時期に協定を結んでもらいたいと思いますが、町長、その点、時期的にはいつごろにというか、早い時期にやる予定でありますか、お願いします。

○関洋三議長 再答弁、担当、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど、災害時の要援護者の登録につきましては、この夏、民生委員さんが再調査をしていただいております。これにつきましては登録し、今後の対応というふうに考えておりますが、現在の福祉避難所の指定に向けての事前の協定書の中でやるべきことがございます。という中で、そういう老人福祉施設を福祉避難所と指定した場合に、整えておかねばならないことがございます。それは先ほど町長の答弁にもありましたように、避難所として整備すべきもの、それから物資、機材、人材、移送の手段、それと開設した後の医療機関との連携というところを事前に施設側と話を進める必要がございます。先ほど、福祉施設管理者との研究会の中で、まずこういう設備の整備をいかに誰が責任を持ってやるか、また施設側でどこまで対応できるか、また物資、機材、人材、これにつきましても同様のことでございます。また、福祉避難所を開設した折には、ガイドラインでは10名に1人相談員を置くということになってございます。この相談員の確保もまた必要になってくるかと思っております。

また、福祉施設を福祉避難所とした場合に、福祉避難所となった施設も通常の業務を行っております。この中で福祉避難所とした場合、どのエリアをどのように使うか、既存の入所者とのかかわりをどうするかということで、幾つか解決しなければならない問題がございます。そうはいつでも、災害はいつやってまいるかわかりません。そういう中で、発災後の福祉避難所の指定も可能となってございますので、当面、この辺のところを管理者と十分詰めていきたいと思いますが、先ほど町長も御説明させていただきましたが、町の防災計画の改定時期までには、指定までいかなくても、協定書の締結については進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、6番、白川正樹君。

○白川正樹議員 福祉避難所にするのには規則とかいろんなのがあったんですけども、災害はあした起こるかもわかりませんので、そこをを考えて、早急に、態勢が整わなくても、起こったらすぐ福祉の避難所へ行けるように、例えば災害はあした起こるかもわかりませんので、あした協定を結ぶといっても難しいと思うんで、とりあえず、急いで協定だけでも早く結んでもらって、その後、さっき言ったいろんな制度を

整えてもらいたいと思います。そのところをもう一回だけお願いいたします。

○関洋三議長　もう一回、答弁、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長　白川議員御指摘のとおりでございます。災害はいつやっけてまいるかわかりませんので、事前の準備は十分とるべきと考えてございます。

まず、福祉避難所の性格といたしまして、先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、二次避難所的な位置づけになってございます。まず、町が指定します指定避難所へ一時的に避難していただきまして、その中で何らか特別な配慮が必要な避難者を把握し、その方の状況を的確に把握しまして、先ほど申しましたように緊急の入院、緊急の措置、急がれるものを優先し、その後、福祉避難所の開設に向けて、現段階でも、事後でございますが、福祉避難所に指定することもできるということになってございますが、いずれにいたしましても、いかに福祉避難所を運営するかというところを的確、適正に行わなければならないということは認識してございますので、早急な対応をとりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長　再質問、6番、白川正樹君。

○白川正樹議員　早急に協定を結んでほしいと思います。以上で終わります。

○関洋三議長　以上で、6番、白川正樹君の発言は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

なお、次回会議の再開は明日9月11日、午前9時30分に本議場に御参集願います。以上です。

延会　午後3時23分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員